

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年7月16日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（7名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	五味武彦君		清水正二君
	斉藤芳夫君		米山昇君
	内藤久歳君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	有泉善人君	市民部長	清水春雄君
生活環境部長	長田治君	教育部長	奥野経雄君
秘書政策課長	内藤博文君	企画財政課長	三井敏夫君
総務課長	生山勝君	市民窓口課長	佐野勝馬君
市民活動支援課長	長谷川秀明君	教育総務課長	長田隆君
学校教育課長	横森貴志君	敷島・双葉学校給食センター所長	秋山和子君
総合政策係長	丸山英資君	企画係長	中込広人君

総務係長	小澤	明君	管理係長	堤	貞治君
情報政策係長	白神	忠広君	届出窓口係長	河野	晴美君
市民生活係長	新津	誠君	学事係長	日本	修君
保健給食係長	斉藤	一也君			

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武川	訓	書記	山岡	広司
書記	有野	恵里			

内容

- 1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業について
- 2 甲斐市ふるさと応援寄附金について
- 3 甲斐市民バスの利用状況について
- 4 マイナンバー制度について
- 5 山梨県議会議員一般選挙の年齢別投票率について
- 6 平成27年度キオカック市友好交流団派遣事業について
- 7 竜王庁舎本館内部改修工事概要について
- 8 市民温泉の経営状況について
- 9 LED防犯灯導入促進事業について
- 10 甲斐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について
- 11 敷島学校給食センター蒸気配管改修工事について

その他

開会 午後 1時29分

○書記（山岡広司君） 改めまして、こんにちは。

きょうは、総務教育常任委員会ということで、ご参集ご苦労さまです。

次第にもあります、案件が多いですけれども、よろしくご審議のほうをよろしく願います。

それでは、三浦委員長の挨拶をいただき、その後、次第に基づきまして進行をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○委員長（三浦進吾君） こんにちは。

大変ご苦労さまでございます。

今ちょうど本会議で国会も大変な状況だと思えますけれども、きのうは強行採決ということで、私もいろいろ申したいことがございますけれども、この委員会では申し述べませんけれども、台風11号が大変今、向かっておりまして、上陸というふうに予報ではおっしゃっております。その中で大月とか、いろいろ山梨県も災害危険情報なんていうことで情報が出て、また今夜からあした、私ども、あるいは職員の皆さん方も大変注視しなきゃならんというふうに思うわけでございます。

そんな中で、総務教育常任委員会をただいまから開会したいと思います。よろしく願います。

ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、担当より次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思います。

最初に、（1）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） それでは、秘書政策課から事業についてご説明申し上げます。

まず、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の事業でございますが、これの6月の事業の内容についてご報告申し上げたいと思います。

まず、甲斐市魅力情報発信事業といたしまして、東京のほうに拠点を設けまして活動をしているわけですが、その中で、まず1点としまして、移住定住促進の事業でございます。

お手元の資料の1ページでございますが、6月13、14と横浜の技能文化会館、関内駅の北口にある建物でございますが、そちらのほうで山梨県と静岡県合同の事業がございまして、「富士の国やまなし・しずおか暮らし相談会」というイベントがございまして、そちらのほうに参画して、説明をしたところございまして、山梨県からは19団体が参加しまして、私ども甲斐市のブースには2日間で29人の方がお見えになって説明、相談を受けたところでございます。

それから、次の週の6月19日金曜日から21日の日曜日まで3日間、こちらは「甲斐市移住相談会 in 東京」と題しまして、東京駅の八重洲口のところにございます移住・交流情報ガーデンという建物がございますが、その1階の場所をお借りしまして、市主催による移住定住の相談会を開催したところでございます。

あいにく中日の土曜日が大雨で、なかなか人出が来なかったわけですが、3日間で28組、32人の方がお見えになりまして、こちらのほうでさまざまな相談を受けたところでございます。

また、そういうところですので、一緒に甲斐市の特産品ということで赤坂とまと、黒富士農場の卵などの販売をしたところでございます。

もう一つ、甲斐市の特産品のPRのほうの事業でございますが、6月6日に事業の開始式ということで、杉並のほうで簡単なセレモニーをやった後、ちょっと下のほうにありますが、早速6月13日から28日までの週末、さまざまなマルシェ朝市に出たところでございます。

また、事業を受けたカイジエンのほうから、首都圏での本事業をブランディングをいたしまして、「KAI STYLE」という名前で行ってみたいというような提案がございまして、承認しまして、そちらのほうで取り組んでおるところでございます。

現在、今後6月、7月以降のマルシェの会場の申し込みや参加の交渉などするとともに、甲斐市内の生産者等へマルシェの呼びかけなどもやっているところございまして、市といたしましても、来月号にその関連の記事を載せる予定でございます。

マルシェの状況ですが、お手元にある資料のとおり、6月13、14、「太陽のマルシェ」といまして、中央区のかちどきにあります月島の公園で毎回開催されている催しでございます、来場者は2日間で約2万人、店舗のほうに寄っていただいたのが、それぞれ800人ほどというふうな数となっております。

それから、19日は「行幸マルシェ」というのは、東京駅の地下の通路にマルシェを設けて、そちらのほうで店舗を開いているものございまして、5,000人来場者がありまして、600人ほど寄っていただいたと。

それから、6月20日の「日テレマルシェ」というのは、日本テレビの社屋の前の公園で開催されているマルシェでございます、来場者数5,000人、700人ほど寄っていただいたということでございます。

それから、6月26日が、同じく「行幸マルシェ」、金曜日開催されていますので、その辺のスパンで参加しているところでございます。

それから、6月28日は「交通会館マルシェ」、これは有楽町の駅の目の前にあります交通会館というのがありますが、その1階で開催されているマルシェでございます、有楽町という土地柄もありまして、来場者数は1日で1万人、店舗には1,000人ほど寄っていただいたところでございます。

今後、7月以降もマルシェの予定が毎週のように入っておりますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 相談件数のほうはこのように出ているんですが、できれば内容についても簡単に説明をお願いしたいと思うんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） 資料の6月13日土曜日、14日日曜日の両日に行われましたのは、山梨県と静岡県のコラボによる相談会の開催でありました。一応、山梨と静岡の2つに分かれまして、山と海みたいなイメージで来場者の方々が各市町村または企業のブースへ行

って、いろいろな情報を得て、中にはセミナーを開催した中でいいところを選んでいただくというような、幅広い相談会の会場です。

6月19日金曜日、21日の3日間につきましては、今現在、総務省のほうで移住定住を促進していく中で……

〔「相談のどういう内容なのか」と呼ぶ者あり〕

○総合政策係長（丸山英資君） すみません、相談内容につきましては、年齢層も30代から70代の方が、やはり今現在住んでいるところから定住的なものを考えたいという内容または週末、地方で過ごしたいという方の相談で、内容的には物件の内容、あとは交通の内容とか、あとは地域の内容の相談会であります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それで、じゃ、19日のほうも大体同じということなんですか、内容的には。具体的に進みそうだとか、何かそういったものがありそうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 特に19日から20日の東京でのものにつきましては、今、農林のほうでやっていますラインガルテンの募集を今、19区画ですか、始めていまして、そちらのほうの話も一緒にさせてもらっていますので、かなり皆さん興味を持ちまして、長い時間聞いていただいて、感触は応募したいという方も幾つかいたような気は、感じでした。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その方たちが次につながるような手段というか連絡先とか、そういうこともきちんとお伝えしているとか、例えばこの次、こんなところでやりますよとか、こういうところに連絡してくださいというのをやっているわけですね。その辺のところ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 住所等、相談ですので、お聞きしたりしています。そしてまた、逆に空き家バンクで利用を登録していて利用していないという人たちも、実は今回通知を出していまして、そちらのはがきダイレクトメールを出していまして、そちらの皆さんが、やはりここに来てくれて、詳しい今現の話聞いていただいたというようなことがありまし

て、そういう形で情報をうまく使いながらPRを図っていけるようにしております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） あと、PR事業で、トマトとか卵の販売をしましたよね。売れ行きと
いうのはどうだったんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） おかげさまで、それぞれの会で完売というような状況であり
ます。

○委員（保坂芳子君） どのぐらい。

○秘書政策課長（内藤博文君） 最初、太陽のマルシェで2日間で200パック、様子がちよっ
とあれでしたんで、最初持っていった数字が一番最初だったんで、そんな形で持っていった
んですが、完売してしまったということで、今、数的にはいろいろ調整をしながらやってい
ます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、それに合った金額がということで、もっともっと売れるという
ことですよ。

それで、希望というか要望なんですけれども、やはり私なんかもできたらこういうところ
に行ってみたいなど、売っているところに行って、一緒に「やはたいぬ」と一緒にPR活動
なんかもしてみたいなみたいなのがあったんですけれども、そういうのっていうのはやはり
やっちゃいけないんですかね。

それから、今後やってくれる、そういうことも教えていただけるんですかね。何かそうい
うこともあったような気がしたんですけれども、委員会とか何か、そんな話も。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 始まるときにもお話しさせていただきましたけれども、予定
を調整して、委員会でぜひ様子を見ていただければと思っていまして、今、事務局ときょう
もちよっと日程調整をしましょうという話はしています。で、写真なんですけど、こんな感じ
で、これが東京駅の地下の通路のところのマルシェでございます。一番最初の太陽のマルシ
ェのほうは、こんな感じで、周りに人がたくさんブースがあって集まって、試食してもら

というような形で今、取り組んでいるところで、様子はこんな感じです。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 細かいことなんですけど、こちらのほうで参加をしたメンバーというか、そのマルシェは民間の方たちに委託をしてやられたということで、職員の皆さんはどのような状況だったんでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ここに資料にあります移住定住の促進のほうにつきましては、こちらのほうの職員も行って対応しているところがございます。ちなみに、東京の京橋のほうの移住定住、6月19日から20日のほうには1日は、「やはたいぬ」君も行っていただいて、PRを務めたというところがあります。

マルシェのほうも、うちのほうで時間があるときに出かけて行って様子をチェックしたりしております。部長のほうも出かけておりますし、私どももそれぞれマルシェの様子を見ております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） お聞きしたいんですが、上のほうですが、参加団体19団体なんですが、民間企業が13団体あったということだと思んですが、その13団体というのは、いわゆる雇用を目指した企業なんですか。内容、募集の内容とかちょっと教えていただきたい。どんな企業があるのかも教えていただければありがたいんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ハローワークの方々の出店があったり、あとは協議会の不動

産業等の協議会のメンバーとして一般業者が入って出店をしております。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） その民間企業、団体もあるでしょうけれども、それと甲斐市との連携ということは調整されているんですか。要するに、そっちは単独、こっちも単独という形なのか、それと連携しているのか、この辺の関係をちょっと教えていただきたいんですが、単独でやっけていてもしょうがない話だと思うんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） 山梨県内、やはり相談来たときに、例えば他市町村の方が来れば、あちらへどうぞというような形で、お互いの連携をとり合った連絡は調整しております。

○議員（五味武彦君） どのような関係団体ですか。

○総合政策係長（丸山英資君） はい、この13団体については県の二地域居住連絡協議会という各メンバーに入っていますので、この開催についても同じ情報を得た中で参加募集を行っていますので、連携をとり合っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ふるさと応援寄附金のPRとかということをやっているということなんだけれども、それに対して実績があるのか、その辺のPRした感じで、どの程度その内容的にはあったのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 次の項目で、ふるさと応援寄附金について、状況についてお話しさせていただきますので、そこでまた、内容を話させてください。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業についてを終了いたします。

次に、（２）甲斐市ふるさと応援寄附金について行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 引き続き、お願いします。

資料の２ページでございます。

甲斐市ふるさと応援寄附金についてということで、これまで甲斐市ふるさと応援寄附金につきましては、応援の切手、あるいはふるさと応援の会員証、それから、昨年度は新たに甲斐市甲州弁ラジオ体操のCDを特典として位置づけていたところでございますが、全国的に特典を充実させて、ふるさと納税の納税額の増額を見込む傾向がございますので、予算のときにもお願いしましたとおり、今年度予算を増額させていただいて、特典をふやすとともに、制度の拡充を図りまして、今、取り組んでいるところでございます。

拡充の内容ですが、準備を始めまして、６月16日から新たな特典品を設置しまして拡充をするとともに、甲斐市のホームページのふるさと応援寄附金のところの部分をリニューアルしました。それから、全国の市町村が掲載できる「ふるさと納税専用ポータルサイト」「ふるさとチョイス」ですが、そちらのほうにも詳しく掲載をしまして、皆さんに知っていただくような努力をしております。

それから、もう一つは、ゆうちょ銀行の振込口座の開設をいたしまして、納税の簡単に行えるような仕組みに取り組んでおります。

特典品の拡充ですが、これまで先ほどお話しした３つでしたが、今回、６月16日から特産であります甲州ワインビーフ、それから、黒富士農場の卵、そのほかお菓子等ですね。それから、アワビの煮貝などをラインナップしたところでございます。

それから、４番で応援寄附金の状況ですが、リニューアルする前、４月１日から６月15日まで、申し込みは88件、主に甲州弁ラジオ体操のCDをご希望でしたが、88件がございましたが、６月19日から30日の６月分だけで、半月で申し込み件数だけで98件、金額的には135万1,000円の伸びが出てきてまして、４月から６月で186件の161万5,000円の申し込み金額が出ているところでございます。

右側の３ページ、４ページに、３ページの一番上が甲斐市のページです。ここから寄附特典の選択をクリックしますと、下の「ふるさとチョイス」というページに移ります。それから、４ページの各それぞれの品物のところに行きますので、それでちょっとクリックしていただくと特典品が選ばれるというような仕組みをとっているところでございます。

今後、寄附をしていただく方の利便性の向上を図るために、納税方法の改善ということを検討しております。まず、インターネットバンキング、インターネットの振り込みをできるような口座を設けていきます。それから、Yahoo公金支払いのシステムの活用、それから、ゆうちょ銀行の先ほどの専用の振り込み、それから、今後、甲斐市の商工会と相談しまして説明会等をやりまして、さらなる甲斐市の特産品のラインナップを考えております。

それから、先ほど質問ございましたが、都内のマルシェの会場にカタログなどを置いてPRをあわせてしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 山梨なんかでは、やはり品物を変えたそうなんです。果物を始めたら何か億単位で1億だか2億、すごいあったという話なんで、品物によってすごいんだなって思ったんですけども、果物はやはり無理ですかね。これだと本当にワインビーフとか卵はいいと思うんですけども、それは無理ですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） そうですね、東が甲州市とかも、かなり果物とかをラインナップして、億単位の寄附金が集まったということで、今お話ししていますが、今後の特典の拡充という形で、これは第1弾でございまして、どんどん拡充して行って、とりあえず、今月末には「大貳」を、焼酎の「大貳」をラインナップに載せるというような予定でありますが、そんな形でいろいろ協力、市内の皆さんに協力得ながら、特産品をどんどん追加して行って拡充を図っていくというような予定でいます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） お伺いしたいんですが、特産品の拡充というところで、ワインビーフ、黒富士農場の卵、この辺までは地元産ということでわかるんですが、アワビの煮貝というのは地元で特産品でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） アワビの煮貝といったら山梨県の特産のことは特産で、甲斐市のお店で取り扱っているお店が、そのブランド名で取り扱っているお店がありましたので、逆に言えば、そういうところを探し出して、アワビの煮貝って、かなり山梨県としては魅力的なものなので、何とかそれを載せられるような店を見つけてラインナップしたというところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、ある程度地元に関係しているということでもいいと思うんですが、このアワビの発想というのは、お客さんからのリクエストなのか、また、いや、もっと山梨という枠の中でこういったものを入れようと、どちらだったんでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ラインナップにつきましては、私どものほうで特産品を探したり、あるいはいろいろ聞いたりして、私どもで今、いろいろな意見を聞きながら決めていくというか、集めているところでございまして、アワビの煮貝についても私どもで、山梨と言ったらアワビの煮貝ということで、ちょっとラインナップにしたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市ふるさと応援寄附金についてを終了いたします。

次に、（３）甲斐市民バス利用状況について担当より説明をお願いします。

三井企画財政課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。

企画財政課からは甲斐市市民バスの利用状況について報告いたします。

資料の５ページをお開きください。

甲斐市民バスの利用実績につきましては、本常任委員会に3カ月ごとに報告しております。今回につきましては、平成27年4月から7月までの3カ月間の実績について報告いたすものでございます。

なお、表の上段の数字が本年度実績、下段につきましては平成26年度の同時期の実績を併記しております。

それでは、表の中段の太枠部分をごらんいただきたいと思います。

まず、梨大医学部附属病院線でございますが、月曜日から金曜日までの週5日、1日14便運行しております。平成27年4月から7月までの1便当たりの平均乗車人数は4.95人でありました。この路線のバスの車両は、平成26年度と同様に座席数が29席の中型のバスとなっております。

次に、竜王～双葉線でございます。水曜日と日曜日の週2日間運行しており、3カ月の平均乗車人数は3.29人でありました。敷島～双葉線は火曜と土曜の週2日間を運行いたしまして、平均乗車人数は3.24人でありました。この2路線につきましては、今年度からバスをジャンボタクシーに変更いたして運行いたしてございます。

次の敷島北部線であります。路線バス、昇仙峡滝上線の廃止に伴いまして、今年度から運行日をふやしまして、水曜日を除く平日、それから、4日間運行し、平均乗車人数は3.24人でありました。

次に、双葉北部線でございます。昨年度と運行形態は変更しておりませんで、月曜日と土曜日の週2日間の運行で平均乗車人数は2.82人でありました。

最後に、今年度から新たに運行を行いました敷島北部線敷島仲町行でございますが、祝日を除く土曜から金曜、1日1便でございますが、運行してございます。平均乗車人数は1.3人でありました。この路線につきましては、路線バス昇仙峡滝上線の路線廃止に伴う代替策でございます。

これらの甲斐市民バスにつきましては、それぞれ運行の適否を判断いたします運行継続基準を設けてございます。

表の下段に記載してございますけれども、1便当たりの平均乗車人数が中型バス5人以上、ジャンボタクシーにつきましては3人以上として、2年続けてこの基準を下回った場合につきましては、その路線の廃止等について検討をすることとしております。

なお、竜王～双葉線、敷島～双葉線は今年度より車両をジャンボタクシーに変更しておりますので、運行継続基準は平均乗車人数3人以上となっております。

各路線の平均乗車人数を見ても、敷島北部線の睦沢、清川方面を除いて全て運行継続基準は下回っている状況でございます。山梨大学医学部附属線につきましては、前年と比べて利用者が200人ほど減っておりまして、非常に注視すべきではないのかなと考えております。

なお、運行経費でございます。全線の合計で683万2,677円の運行経費に対しまして、118万5,000円の運賃収入がございます。これを差し引きました564万7,677円が委託費の支払いとなっております。前年対比で約67万円の支出増となっておりますが、これは敷島北部線の運行本数の増加と全体的な利用者の減少によるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後さらに市民バスのPRを努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今、今年の4月から27年3月までの運行経費とか運賃の収入などについて表が出ているんですけども、見通しとしては今後どうなんでしょうかね。PRも大いにしなきゃいかんのですが、なかなか乗る方が、用がなくなるんですけども、なかなか何ていうか自家用車に頼るとか、そういうこともあるだろうけれども、その辺のPRはどんな形でやるのか、具体的に、もし聞かせてもらえたらありがたいですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） まだ、試案の状況なんですけど、商工会等にご相談いたしまして、医大生につきましてはイオンの近くに停留所は設けてあるんですけど、中に乗り入れはしてございませんので、イオンのほうへの乗り入れなんかも検討したいなということで、非公式では、魅力発信、竜王駅の魅力発信の協議会から、そんなことも考えたらどうだみたいなご提言もいただいております。その辺を公式的に商工会のほうに諮ったりしまして、その辺を考えているところ、あるいは、今もやっておりますが、ラザウオークのほうのご協力をいただきまして、無料のチケットの配布なんかもやっておりますので、その辺の強力な後押し等々を考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、お伺いします。

たしか、こういう市民バスは人が乗るのは構わないけれども、荷物は乗せられないと、自動車運送法というのがありますよね。たしかそれで荷物は負えないんだけど、今度、政府のほうの規制緩和でそれができるといふふうな1項目の中にあるんですが、もし、こういった利用状況が人だけでどんどん落ちるのであれば、そういう荷物の輸送とか、そういったことも考え合わせてもいいかなと思うんですが、そんな研究はされていますでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） 法のほうに照らし合わせまして、その辺も前向きに検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市民バス利用状況についてを終了いたします。

次に、企画政策部関係その他に入ります。

企画政策部より報告等がありましたらお願いいたします。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） それでは、秘書政策課からその他として、2点ほどご報告いたします。

まず、第2次甲斐市総合計画についてでございます。

今月7日に、市長を本部長として部長クラスで組織されました庁内の策定組織であります甲斐市総合計画策定本部の第1回を開催したところであります。

今後、課長クラスである部会、係長担当クラスでの作業部会などを随時開催しまして、内容を詰めていきたいと考えております。

また、産学官のほかに金融機関、労働関係、あるいはメディアなどのさまざまな皆さんにお集まりいただいた甲斐市総合計画審議会、こちらのほうについても13日に委嘱状などの交付を行って、第1回を立ち上げたところでございます。

そのほか、市民の声を反映させる方策といたしまして、これまでご報告いたしました市民アンケートのほか、関係団体のヒアリングが、また新たに「まちづくりワークショップアンダー15」と題しまして、市内の中学生に集まっていただく中で、中学生の目から描く10年後の甲斐市への提言をいただくワーキングを7月4日、11日と2回開催したところでございまして、あと2回行う予定になっております。

そのほか47サークル、あるいは市民の皆様からまちづくりの提言をいただく、市民対話集会なども実施していく計画であります。

次回の常任委員会には総合計画の基本構想などの資料をお出ししてご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、甲斐市バイオマス産業都市構想の関連でございまして。現在、環境課において甲斐市バイオマス産業都市構想を策定して、有利な国の支援を受けるため、農林水産省のバイオマス産業都市の選定事業に応募しているところであります。

一方で、日程後の方策を検討することも必要でありますので、国の支援事業を調べていたところ、総務省において地域元気創造プランによる分散型インフラプロジェクトというものがございまして、これで甲斐市バイオマス産業都市構想の事業化への検証や試算する計画を策定できる事業がございました。今年度は事業が10分の10の補助率で配分されるものでありまして、財政的にも有利なものであると考えられます。応募も多く、必ず採択されるわけではありませんが、甲斐市バイオマス産業都市構想を軸に応募したところであります。

今後これらにつきましても、状況がわかり次第、ご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ただいま説明がございました。

質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 大変いろいろな計画を立てられて、また、意欲的に積極的に実践されて素晴らしいと思うんですが、中学生のワークショップでしたっけ、そういう何か新聞に載

ったんですよ、甲斐市という。あっ、こういうのやっているんだみたいな、私の勉強不足なんだろうと思ったんだけど、もうちょっとそういった情報も前もって私たち欲しいなというふうに思ったんですけども、その辺はどうなんですかね。非常に重要なあれですよ、ここのところというのは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） アンケートの話をしたときに、さまざまそういうので、ちょっと詳しくお話をしてなかった点、申しわけなかったと思います。いろいろな団体を集めてお話を聞きたいということで、随時積極的に取り組んでおりまして、随時そういうことは報告していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 次に、企画政策部関係です。

委員の皆さんから何かお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で企画政策部関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（４）マイナンバー制度について担当より説明をお願いします。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。総務課の生山です。よろしくお願いをいたします。

まず、お手元の資料の6ページ、それから、別冊の資料のこちらのマイナンバー制度について、そして、政府広報の発行パンフレット「いよいよマイナンバー制度が始まります。」

ということで、一応3点、資料は用意させていただきました。

本日は、こちらのマイナンバー制度について、こちらを中心にご説明させていただきます。
それでは、こちらの1ページお願いいたします。

まず、マイナンバー制度につきましては、全体像につきましては総務課の私のほうで、それから、通知カードと個人カードに関することにつきましては、所管課の市民窓口課のほうで説明をさせていただきます。

それでは、1ページには、社会保障と税番号制度の導入趣旨が示されております。

番号制度につきましては、社会保障・税制度の効率性、透明性を高めまして、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤、いわゆるインフラであると言われております。

当面は、社会保障や税、それに災害対策の3分野で番号制度を導入することになっており、番号制度の導入によりまして、今後は6つの効果と5つの実現すべき社会がうたわれております。

2ページをお願いいたします。

2ページには、番号制度の仕組みが示されております。大きく3つの仕組みがありまして、まず、①の付番、これは住民票を有する全員に悉皆で付番を行う仕組みであります。②の情報連携、これにつきましては、複数の機関におきまして、情報連携を行う旨の仕組みでございます。③の本人確認、これにつきましては、個人が自分が自分であることを証明するための仕組みであります。

3ページには、社会保障・税番号制度の概要が示されております。

個人番号につきましては、市町村長が通知カードにより本人に通知されます。個人番号カードは、本人申請により交付されます。法人番号は、国税庁長官により指定され、通知をされます。個人情報保護につきましては、特定個人情報の収集・保管を禁止するなどが規定をされております。また、情報連携は、複数の機関で相互に活用するものでございます。

個人番号は、3つの利用分野において活用することになっております。個人番号の利用は、あくまでも3分野に限るものでありまして、社会保障の分野は年金分野、労働分野、福祉・医療・その他の分野で利用を行います。また、税の分野では確定申告など、また、災害対策の分野では被災者台帳作成などに利用を行います。

4ページには、番号法、機構法、住基法、公的個人認証法などの各法律の施行日が示されております。この法律の施行によりまして、地方公共団体はおくれることのないようにマイ

ナンバーの導入に向けて各事務を進めているところであります。

5ページには、番号制度を導入することによりまして、どのようなメリットがあるのかということが示されております。

導入前につきましては、住民と行政の両者にとって過重な負担となっている内容でございます。現在、住民は各種手当の申請を行うときは、提出する関係機関ごとに添付書類をそろえる必要がございます。また、行政のほうにおきましては、確認作業等に係る業務に多大なコストがかかっております。

しかし、6ページに移りまして、6ページには番号制度を導入することによるメリットが示されております。導入後は、行政機関や業務間の連携が得られることから、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されるなどのメリットが示されております。

7ページには、社会保障分野における番号の利用例が示されております。現状は提出する関係機関ごとに添付書類をそろえる必要がありますが、番号制度が導入されることにより、所得証明や住民票の添付が省略できたり、関係機関が連携することにより給付の適正化が図れる内容であります。

8ページには、年金分野における番号の利用例が示されております。現状は、年金加入時に基礎年金番号を保有しているかの調査を慎重に行いますが、導入後につきましては、個人番号により確実かつ効率的な本人確認、記録の管理が可能となる内容であります。

9ページには、税分野における番号の利用例が示されております。現状、市役所では各機関から提出される資料を、氏名、住所、生年月日により見合わせを行っておりますが、導入後は市役所が個人住民税の賦課計算を行う場合には、納税者の所得情報を正確かつ効率的に把握できる内容であります。

10ページをお願いいたします。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。

一番上の見出しが「マイ・ポータル」となっておりますが、「マイナ・ポータル」、マイナ、「ナ」を追加をお願いいたします。

国では、最初「マイ・ポータル」と呼んでおりましたが、「マイナ・ポータル」ということで名称を変更いたしました。よろしくをお願いいたします。

自分の特定個人情報、いつ、誰が、なぜ情報を提供したのかを確認できる情報提供等記録開示システム、いわゆる「マイナ・ポータル」を設置することが示されております。

11ページ、12ページにつきましては、個人番号、通知カードの内容が示されております。

こちらにつきましては、所管課の市民窓口課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 佐野市民窓口課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） お疲れさまです。市民窓口課の佐野と申します。よろしくお願いをいたします。

別冊資料の11ページをお願いいたします。

市民窓口課が所管いたします、個人番号カード、通知カードについて説明させていただきます。

まず、表の一番右側にあります通知カードが、ことしの10月5日から全国民に12桁のマイナンバーが付与されまして、簡易書留郵便により郵送されます。真ん中の個人番号カードは、平成28年1月1日から希望者に対しまして、通知カードと引きかえに交付されます。左側の住民基本台帳カードは、現在使用されているものでありまして、個人番号カード発行に伴いまして、平成28年1月1日で新規交付及び再交付は終了となります。

まず、通知カードが交付されまして、真ん中の個人番号カードを希望される場合の申請方法につきましては、次ページ、12ページをお願いいたします。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式（案）でございますが、通知カードと個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書は一体のものになっておりますので、個人番号カードを交付申請する場合は通知カードと切り離して使用いたします。表面は全て印字されておりますので、裏面に申請日と申請者の署名、捺印をして、写真を貼付しまして申請していただきます。

11ページに戻っていただきまして、住民基本台帳カード、個人番号カード、通知カードそれぞれの比較表に基づきまして説明させていただきます。

左側の住民基本台帳カードの機能は、全て個人番号カードに移行されますので、参考として見ていただきたいと思います。

まず、1の様式でございますが、右側の通知カードは個人番号のほか、住所、氏名、生年月日、性別の4情報が券面に記載されまして、紙製で顔写真はなく、簡易的なものでございます。

一方、真ん中の個人番号カードは、表面に4情報と顔写真が記載されまして、裏面に個人番号カードが記載されます。材質はプラスチック製で、ICチップが組み込まれております。

次に、2の作成・交付でございますが、右側の通知カードは全市町村が共同で委任します

地方公共団体情報システム機構が作成しまして、全国民に簡易書留にて郵送されます。

それから、真ん中の個人番号カードの交付希望者は、先ほど説明させていただきました、12ページの個人番号カード交付申請書に必要事項を記入して、情報システム機構に郵送していただきますと、でき上がった個人番号カードが各市町村に届きます。各市町村では、交付準備ができた旨の通知を申請者に郵送いたします。申請者は、市町村窓口に来ていただきまして、本人確認の上、暗証番号を入力して交付を受ける流れとなっております。

手数料につきましては、両カードとも無料となっております。

交付事務につきましては、法定受託事務でございます。

次に、3の有効期間ですが、通知カード、一番右側の通知カードは有効期間はありません。永久に使用できます。個人番号カードは発行日から申請者の10回目の誕生日まででございます。ただし、20歳未満のものは容姿の変化が大きいため、5回目の誕生日まででございます。

なお、電子証明書は発行日から5回目の誕生日までとなっております。

次に、4の利便性でございますが、通知カードは、個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口で個人番号の提供を求められた際に利用可能です。

個人番号カードは、身分証明書としての利用のほか、年金受給や災害等の個人番号を確認する場面での利用や市町村、あるいは都道府県、行政機関等による付加サービスの利用や電子証明書による電子申請、取引等における利用が図られる予定となっております。

以上が市民窓口課が所管いたします個人番号カード、通知カードの交付についての内容でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 続きまして、総務課からマイナンバー制度における地方自治体のセキュリティ対策につきましてご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

こちらの資料は、本年6月、総務省から出された資料でございます。このページでは、平成29年4月から実施される地方公共団体の情報連携をあらわしております。この図に基づきまして、情報連携とセキュリティ対策について説明をさせていただきます。

国民の不安であります個人情報の漏えい対策は大丈夫なのか、また、国に個人情報を何でも一元管理されてしまうのではないかと、さらに、他人にマイナンバーを使われて、なりすましの被害に遭うのではないかと、プライバシーはきちんと守られるのかといった不安な事柄に

対しまして、国では、制度面とシステムの両面から個人情報保護の措置を講じております。

まず、制度面につきましては4点ございます。こちらの制度面につきましては、資料はございませんが、口頭で説明させていただきます。

まず、1点目は、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しております。

2点目は、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には、本人確認が義務づけられております。

3点目は、マイナンバーが適切に管理されているかを特定個人情報保護委員会という第三者委員会が監視、監督します。

4点目は、法律に違反した場合の罰則を従来に比べて強化をしております。

次に、システム面についてご説明いたします。こちらは14ページのイメージ図を参照しながら説明をさせていただきます。

まず、1点目は、個人情報は従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように、分散をして管理を行います。分散管理することで芋づる式の情報漏えいを防ぎます。イメージ図では、右側の枠に情報照会・提供機関A、これを仮に年金事務所とします。その下に情報照会・提供機関B、これを仮に税務署といたします。その下に全国の都道府県・市町村、約1,800団体であります。この機関、3機関がそれぞれ独立して情報管理を行ってまいります。

2点目は、行政機関とのやりとりは、12桁の個人番号を直接使いません。このことは、イメージ図ですと、右側の情報照会・提供機関Aの枠の中に右から個人番号、特定個人情報、利用番号A、符号Aと区切られております。この機関内部では、従来どおり利用者番号Aを業務に使用し、個人番号はあくまで個人とのやりとりに、また、符号Aは情報連携に使用することになります。いわゆる目的を持ってそれぞれ使用するというところでございます。

3点目は、システムにアクセス可能なものを制限管理し、通信する場合は行政閉域網を使用します。このことは、イメージ図の中央やや左に青字にて記載されている政府共通ネットワーク、NWと書いてあるものでございます。それから、LGWAN等のネットワークのみを使用することを示しております。

4点目は、平成29年1月から情報提供等記録開示システムが稼働予定になっております。マイナンバーを含む個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正、不適切な照会、提供が行われていないかを自分自身で確認することが可能になります。このことは、イメージ図

左上の枠の中のマイナ・ポータルという機能になります。

以上のように、国では制度面とシステムの両方から個人情報の保護の措置を講じてまいります。

15ページをお願いいたします。

全体のスケジュールとなっております。下から2段目が地方公共団体のスケジュールでございます。平成26年度から既存システムの改修が始まっております。平成27年度は社会保障関係システムなどの改修を、予定では12月までに終え、庁舎内システムの連携テストをその後実施する予定でございます。平成28年度は庁舎内システムの連携テストの後に情報提供ネットワークシステムとの連携テスト、総合運用テストを7月からおよそ1年間を予定しております。その結果、平成29年の7月からの情報の連携が始まる予定となっております。

16ページをお願いいたします。

16ページには、住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置が示されております。

保有情報の制限・利用の制限、また、住基カードの個人情報保護措置が示されております。さらに、外部からの進入防止策や内部の不正利用（不正閲覧）の防止策も講じております。

17ページには、住基ネットに対する外部からの侵入防止のための措置が示されております。

外部からの侵入防止のための主な措置は、ネットワークシステムの管理としての措置と住基ネットの環境及び設備としての措置の2つが講じられております。

いずれにいたしましても、年金機構の情報漏えい問題などがあったことから、本市でも職員一人一人がマイナンバーの重要性を十分認識いたしまして、危機管理を持ちながら業務に取り組み、また、折に触れ、セキュリティ対策の検証を講じながら、しっかりと対応してまいります。

恐れ入りますが、こちらの総務教育常任委員会の6ページをお願いいたします。こちらの6ページをお願いいたします。

1番のマイナンバー制度につきましては、ただいま別冊でご説明させていただきました内容でございます。

2番の今後のスケジュールについてでございます。

(1) 通知カード及び個人番号カードにつきましては、先ほど市民窓口課長が説明したと

おりの内容のスケジュールでございます。

(2) の例規整備につきましては、この9月定例会に総務課からは甲斐市個人情報保護条例の一部改正を、また、市民窓口課からは甲斐市手数料条例の一部改正の議案を上程させていただき予定ですので、よろしく願いをいたします。

また、12月定例会には総務課から番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の議案を上程させていただき予定でございます。

また、番号法に基づく個人番号の利用に伴う申請書等の様式改正、これは規則とか要綱で定めてられておりますので、様式の態様の一部改正を随時行う予定でございます。

(3) の個人番号の利用につきましては、先ほど別冊の資料で説明させていただきましたが、来年の1月から番号法の施行に伴う税・社会保障に係る申請書等に個人番号の記入が始まります。

また、平成29年1月から国等における情報照会及び提供がいよいよ開始されます。

また、平成29年7月からは地方公共団体における情報照会や提供などの情報連携が開始されます。

7ページには、現在、市民の方々に対しましてマイナンバー制度の周知ということでの事柄による内容でございます。

現在、市のホームページから政府広報へ誘導できるようにリンクを張って紹介しております。

今後は、(2) にございます広報紙「かい」の9月、10月号でマイナンバー制度の特集記事を掲載いたしまして、市民にわかりやすく制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

総務課と市民窓口課からのマイナンバー制度の説明は以上となります。よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、説明いただいたんですけども、今からなのでわからないかと思うんですが、かなり庁舎の中の事務手続とか、職員の方の事務量とかというところに変化とか、いろいろあるのかなと思うんですけども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 事務量関係でございますが、現在、先ほどちょっと申しましたとおり、9月の定例会におきまして条例改正等の今、整備等を行っております。また、マイナンバー法に関する関係する課の係長を集めて連絡調整会議を開催しております。その中で、いわゆる情報システムの関係、それから、現在使っております税情報とか住基情報、その関係の整合性を保つための調整会議を行っているところでございます。

また、第1回目は終わりました、現在住民登録外、いわゆる住基の登録外ということで固定資産税なんかで、市民でない方々が、いわゆる土地とか資産をお持ちになっておりますが、そういう方々の情報等の今、確認を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この先、例えばこのマイナンバーになったために、そういうふうに職員の数とかに変更とかというところまでの影響があるんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今後導入された後、どのような形でその事務量がふえてくるのかというのは、現状ではまだ見えない部分がございます。現在も導入に向けてのという準備を進めている段階でありまして、実際これが稼働することによって、どのくらいの事務量がふえていくのかということは、まだ現状ではちょっと見えない状況でございますから、職員体制にどのような影響があるかということとはちょっとわからない状況でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ふえていくか減るかというのと、ふえていくということなのですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほども個人カードとか個人番号カードというのがございまして、そちらについては従来はあり得ない制度ですから、確実にその辺の事務量はふえていくというところでございます。

あと、システム関係につきましても、現在その業者さんのほうとも打ち合わせを行っておりますが、どのような形でそのシステム改修に伴う人件費、人件費というのは業務量ですね、ふえるかということも現在打ち合わせの中で精査をしている段階でございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、説明いただいたんですけれども、具体的にこういったことが、こういうふうになると、市民にとって、具体的な例みたいな、1つでもいいですから、ちょっと話ししてもらえますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 例えば、市営住宅の入居にかかわるところで所得証明の関係の添付書類、それからあと、ほかのところでも所得証明を添付する場合がございます。その場合、関係機関ごとにその所得証明を添付しておりました。例えば建設整備課に出す場合の所得証明、それから、子育て支援課等に出す場合の所得証明、そういうものが申請者によって2通、3通所得証明が必要になる場合がございます。それが、今回この個人番号制が導入されることによりまして、全てその所得がわかるということの中で申請書が省略できるというメリットがございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにもございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 外国でこのような制度を導入している国というのは、どのくらいあるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 現在、アジアでは韓国、中国、シンガポール、それから、ヨーロッパではアイスランド、イギリス、イタリア、オランダ、シンガポール、ドイツですか、それからあと、当然アメリカを含めてオーストラリア、カナダなど、世界中で現在わかっている段階では13ぐらいは確実に入っているというところがございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） そういうような国では、こういうものを、この制度を導入して、いつごろからやっているか知らないですけれども、成功しているというか国民の反対がなくてス

ムーズに進んでいると思いますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほどもなりすましというなちよっとお話をさせていただきましたけれども、いわゆるアメリカとか韓国におきまして、導入されている先進の国におきましては、そういうなりすまし事例というものが存在しているということは聞いております。

また、死んだ家族になりすまして年金を受給しているとか、また、マイナンバーが売買されているというようなことの事例があるということは聞き及んでおります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今コンピューターの時代ですので、こういう時代だから、この制度が導入できると思うんですけれども、例えば大災害があったときとか、また、停電があったらね、そういう大きな停電、そういうときに機能がストップして大混乱に陥るとか、そういうことは想定できますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

白神係長。

○情報政策係長（白神忠広君） 停電時、システムの停止につきましては、一昨年度から業務継続化計画ということで、少しずつですけれども、準備はさせていただいております。この庁舎につきましては、本庁舎非常用発電装置がございまして、そんなに長時間、何日ももつというものではないんですけれども、データを最小限はき出せるような体制は準備が今、整っております。

昨年度から、平成26年度からはそのデータ自体を外部のデータセンターのほうへ保管をしまして、仮にこの庁舎が潰れたとしてもデータはほかのところから、また、コンピューターを使って復帰できるような体制はとっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 多分、大災害なんかのときは大混乱が想定できますけれども、この番号を私は絶対そんなの要らないと言って強く拒否した場合、する人が大勢いるかもしれませんけれども、そういう人に対しては対応はどんなふうに対応をとるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） これは法律で定められましたもので、全国民に番号は12桁の番号が付番されることになっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 法律のほうで全部やるけれども、そういうものを私は絶対そんな番号要らないって拒否して、その番号を使わないとか、そういうことは考えられないですかね。不可能ということですか、そういうことは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 先ほども申し上げましたとおり、番号はもう既に全員に振られることになっておりますので、その住民票のある方は全員が番号を持つという格好になります。本人の意思関係なく持つこととなりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 教えていただきたいんですけども、赤ちゃんなんか生まれたときに、親が出生届を出した時点で、やはりその赤ちゃんにもついてくるということだと思っておりますけれども、今、せんだっても、NHKかな、やっていたんですけども、戸籍のない子供たちというのも今、非常に大きな問題になっていますけれども、そういう対処というのはどんなふうに国のほうは考えているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 現段階の法律では、住民票のある全国民ということになっておりますので、戸籍のない方はどうするのか、それは今後の問題だと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 情報が漏れるということが一番危惧されるわけですが、今度の条例、個人情報保護条例の中身については、また出るとは思うんですが、国のほうでは特定個人

情報保護委員会、この前もちょっと触れたんですが、市としてもそれをできるだけ漏えいとか、なりすまし、そういった事件が起きないようにということで、それなりの対応を、体制をとりたいということを聞いたような記憶があるんですが、その辺についてはどんなふうな体制をとるんでしょうか、対応するんでしょうか、教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 国のほうで特定個人情報保護委員会というものを設置するという形になっています。市のほうでは、以前も情報審査会というのは、個人情報に限らず、いわゆる情報の関係の審査を行う委員会がございます。そちらのほうで個人情報含めた中で、こういうものも対応していきたいなというように思っております。改めて、あえて、その特定個人情報保護委員会というものは、現状のところでは市としては立ち上げる考えはありませんというところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ、このマイナンバーを扱う職員ですよね。マイナンバーを扱う職員というのは、非常に厳しい状況に置かれると思うんですが、この職員に対する対応とか、例えば、うっかり漏れるような状況がなきにしもあらずというわけではありますが、これに対する対応はどんなふうに考えていますかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今回番号制度導入に伴いまして、一番問題事は今、樋泉委員さんがおっしゃられる個人情報の漏れというところでございます。国におきましても、先ほど言いました制度面とかシステム面で個人情報を保護すると、また、市のほうにおきましても、当然個人情報を扱う職員を各課、各係で限定を行います。ですから、全ての職員が全てその個人情報を扱えるようには考えておりません。本当に少数、必要な少数の方だけをその扱える職員ということで指定をいたします。

なおかつ、市民の方からいわゆる個人情報、マイナンバーに関する申請関係が出された場合につきましては、当然今もそうなんですけれども、鍵付きのロッカーへそういうものを保管するなり、いわゆる個人番号がほかのところに漏れないような形でセキュリティの保管体制は十分考えております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） この番号を決める順番というのはどんなふうな、これは秘密かもしれないけれども、例えば地域によってその番号を1、2、3、4って決めるのか、どのような感じでもって、その番号を割り当てるのか、その辺は秘密にするんですか、それともオープンで、こんなふうなことでやりますよということはあるですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 番号の付番につきましては、全市町村が、全国の市町村が地方公共団体情報システム機構というところに委託をしまして、そこで番号を付番してカードとかをつくるんですが、その番号の付番の方法は明かされておられませんので、それでまた、同じ世帯で、じゃ、順番がつながっているかということ、またそれも違うみたいなんで、ランダムにコンピューターがやるみたいでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 単純に聞きたいんだけど、市民カードとか住基カードは、結局要らなくなるというふうに考えていいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 個人番号カードというものが住基カードから全て移行されて、ICチップが組み込まれていますので、同じ機能を持つことになります。ただ、市民カードは今現在、印鑑登録用に使っておりますので、しばらくは併用する期間があるとは思いますが、今後のコンビニの交付とか、そういうのに合わせて、また、今後検討していきたい

いと思います。よろしくお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） そうすると、しばらくはいろいろ両方使うみたいな時期が続くと思うんだけど、このシステムの改修に相当の経費がかかるわけだよね。そうすると、残すものも残したり新しいものもやったりというようなふうに、いろいろ役所の中の業務が煩雑になっていくということは目に見えているような気がするんだけど、このシステム改修でどのくらい経費がかかって、費用負担は地方自治体と国はどんなふうになっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） それでは、お答えいたします。

本年度、平成27年度のマイナンバーシステムに係る改修経費でございますが、当初予算に計上させていただきました金額は、いわゆる住基の関係とか税の関係、それから、生活保護、障害福祉、いろいろなものがございます。総合計いたしますと8,208万8,000円が、いわゆるシステム改修に係る経費でございます。

一方、国のほうからこのシステム改修、国策ですので、国のほうから入ってくる補助金なんですけれども、当初予算策定段階では3,860万円ということで、約47%ほどが補助金として見込まれるものでございます。ただ、今後いろいろな形の中で、補助率が上がったり下がったりしてきますので、一応当初予算策定段階ということでお話しさせていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 民間事業者のマイナンバーの申し込みというのが、まだ20%いって、県内ですね、たしか18%とか、私の記憶ではそうだと思うんですが、このシステムと今の個人番号のシステムの違い、使い道の違いというのはどこなんでしょうか。平たく教えていただけるとありがたいんですが、例えば民間事業者が発行するものが1枚、個人番号を持っている人が1枚、2枚になるのか、それとも別なのか、使い道はどうか、この違いを教えてくださいとありがたいんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 実は、甲斐市も一つの事業者になります。といいますのは、いわゆる職員が当然1年間支払ったお金に対しまして源泉徴収票を発行します。それは個人に行きますけれども、給与支払報告書というものを各1月1日に住んでいる市町村のところに送る義務があります。そういたしますと、その源泉徴収票、個人支払通知書というものがありますから、それにいわゆる個人番号を入力した中で送るという形が生じてまいります。

ですから、あと民間企業のほうでも全く同じ形ございまして、いわゆる会社に勤めている方々については、1月1日に住んでいる市町村に、いわゆる給与支払報告書等を送る形になりますから、その送るときにはその個人番号を入れて送るという形になってございます。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、民間事業者の場合はカードを発行されないということなんですか。その辺はちょっと教えていただけると、使い道は大体このパンフレットを見ればわかるんですが、カード2枚になっちゃうのか1枚なのか、どこで、どう管理するのか、ちょっとわかんないんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほどの別冊の資料をちょっと開いていただきたいと思いますが、先ほどの別冊の資料のページでいきますと、3ページのところをお願いいたします。

3ページに、個人番号、個人番号カード、法人番号ということで真ん中に法人番号がございます。この法人番号は、国税庁長官が、法人等に、法人番号を指定し、通知をするというところがございます。また、法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能ということになっていきますから、こちらの番号の法人番号は、一応国税庁長官が指定をし、通知をするという形になってございます。

それから、先ほど言いました個人の関係につきましては、個人番号ですから、先ほど言いました源泉徴収の関係、それから、給与支払書の関係で個人番号を入れて、1月1日に住んでいる市町村へ送るという形になっております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上でマイナンバー制度についてを終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の退室を行います。

[発言する者あり]

○委員長（三浦進吾君） それでは休憩いたします。3時5分まで。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（5）山梨県議会議員一般選挙の年代別投票率について担当より説明をお願いします。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

平成27年4月12日執行山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区の年代別投票率についてご説明させていただきます。

本年の3月定例会におきまして、長谷部議員さんの一般質問の中で、若者世代の投票率ということのご質問をいただきました。選挙管理委員会委員長答弁は、市内21カ所ある投票所における年代別の投票状況の分析は、投票者一人一人をパソコン処理することから相当な時間を要するにということの中で、分析は行っていない旨の答弁をさせていただいたところであります。

今般4月に行われました県議会議員選挙の投票者2万8,372人ですが、一人一人の年代別に入力いたしました投票状況の分析ができましたので、本日ご報告をさせていただくものでございます。

8ページの水色の折れ線グラフは、各年代別の投票率となっております。一番右側のところに本市全体の投票率が示されておりまして、48.63%でありました。一番高い投票率の年代は70歳代でありまして71.05%、一番低い投票率は90歳代以上を除きますと、20歳代の24.54%でありました。

また、9ページには各年代別の有権者数と投票者数の視点から分析を行ったものであります。60歳代以上の有権者数は全体の37%を占めておりますが、投票者数につきましては全

体の50%と、平均投票率より高い率を占めております。

一方で、40歳代以下の有権者数は全体の48%を占めておりますが、投票者数は全体の34%と低い率となっております。

投票率を見てもみますと、平均投票率が48.63%でしたので、それを下回っている年代は、先ほど言いました90歳代以上を除きますと、40歳代が43.12%、30歳代が32.15%、20歳代が24.54%と、若い年代になるにつけ投票率が低くなる傾向でございます。これは甲斐市に限らず全国的な傾向でございます。一番働き盛りの世代であります40歳代が43.12%と低いことも危惧されております。

ページをめくっていただきまして、10ページに、もう一つの分析結果であります男女別の投票率でございます。

全体では、男性は47.64%、女性が49.58%と、女性のほうが2%ほど高い投票率であり、選挙の関心が高いことがうかがわれております。

年代別の投票率では、60歳代までは女性のほうが男性より高く、70歳代以上では男性のほうが女性より高くなっております。

来年の夏の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられたことから、中学生とか高校生の選挙の関心を高めることが課題でございます。

本市の選挙管理委員会では、選挙に関心を持っていただくために山梨県選挙管理委員会と合同で明るい選挙の出前授業を、実は本日の午前中、竜王中学校の3年生を対象に行ったところであります。

これからは高校3年生で18歳になった学生も投票できることから、県の教育委員会では高校生を対象といたしました選挙の啓発活動を行うことを聞いております。また、あわせて、小・中・高と一貫して選挙の重要性や大切さの教育を行うことも検討しているそうでございます。

投票率の向上を図る特効薬というものはございませんが、学校の授業とか、また、本市の行いました出前授業を行いながら、少しでも小学生、中学生、高校生が政治や選挙に興味や関心を持っていただき、また、親子の会話の中でも子供さんのほうから親の方に、「きょうは大事な選挙なのに投票に行かないの」と働きかけをしてもらうことによりまして、30歳代、40歳代の親の世代の投票率が少しでも上がることを期待するところでございます。当然、本市の選挙管理委員会もそのようなことを考えております。

県議会議員の年代別投票分析につきましては、以上でございます。よろしく願いをいた

します。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今後、次から高校生もということで、また余計大変なことになるとは思うんですけども、このせっきくこういう分析をした結果に基づいて、投票率を上げるために何か考えているのか。今後この調査をどんな形で活用して、投票率の向上に向けていくかというようなことは考えているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今回初めて、長時間かかりましたけれども、一人一人の年代を確認する中で、できた貴重な資料でございます。過日の選管の定例会の中でも報告させていただきまして、また、選管の委員さんからも意見をいただいたところであります。その意見の中で、やはり若い方々、20歳代、今度は18歳からになりますけれども、いかに政治に関心を持っていただき、選挙というものは大変な、いかに重要なものか。また、過去には女性の参政権をどのような形で得たのかという苦労があって、その選挙権を得たという歴史もございます。そういうものを学校での授業でも県教委の中では取り入れていく考えがあるみたいですので、選挙管理委員会といたしましても、先ほど言いました出前の授業、小学校、中学校、また甲斐市には高校が2校ございますので、高校を対象としたそういう出前授業を活用する中で、少しでも関心を持っていただくための方策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ありがとうございます。

せっかくこうやって手間暇かけて時間をかけて苦労して出した資料ですので、他の市町村は、こんなことはやっちゃあいないんじゃないかなと思いますから、先駆けて一步でも甲斐市は先行してやるという結果につながるように、また、今後努力してもらいたいと思います。要望で結構です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で山梨県議会議員一般選挙の年代別投票率についてを終了いたします。

次に、（6）平成27年度キオカック市友好交流団派遣事業について担当より説明をお願いします。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 引き続き、総務課からですけれども、よろしく願いいたします。

お手元の資料の11ページをお願いいたします。

平成27年度キオカック市友好交流団派遣事業につきましてご説明させていただきます。

この夏休みを利用いたしまして、甲斐市と姉妹都市を締結しておりますアメリカ・キオカック市へ中学生が派遣されます。この事業につきましては、甲斐国際交流協会の事業として行われるものでありまして、毎年派遣と受け入れを交互に行っております。本年度は7月24日から8月7日までの15日間、中学生12名、また随行者3名の総勢15名が派遣されます。15日間の行程表のうち、10日間をホームステイを行う内容となっております。11ページには全日程の行程を示させていただきました。

また、12ページをお願いいたします。

12ページには、訪米団の団員名簿ということになってございます。中学生の12名の方の学校名とお名前、それから、随行につきましては、本年度は訪米団団長は坂本総務部長、それから、随行ということで敷島中学校の加藤先生、総務課の林野が務めます。既に訪米に向けての学習会も開催いたしまして、7月13日には保護者の方々にもご参加をいただき、結団式を行ったところであります。

また、この訪米は子供たちにとっては、かけがえのない貴重な体験となり、また、国際感覚を身につけることは子供たちの将来において必ず役立つものと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 教えてくださいませんか。

今回は派遣ですよ。それで、この12名ということになって、これは定員で決まっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小澤係長。

○総務係長（小澤 明君） 特に12人というのは決まっておられませんけれども、今年度予算につきましては14人の、随行3人という形で17人の計上をさせていただいております。14人、学校のほうに募集をかけたところがございますけれども、申し込みのほうが今回12人で行きました。で、12人申し込んでいただいた全ての方が今回決定をさせていただいたという内容になっておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 当然これは個人負担があると思います。1人どのくらい費用がかかるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小澤係長。

○総務係長（小澤 明君） 1人15万円負担金を徴収しております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員、いいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちょっと聞きたいんですけども、通訳というか、そういう人をこの総務課から行く方が通訳をやるんですか。何か特別の人をお願いするのか。

〔「総務部長」と呼ぶ者あり〕

○議員（内藤久歳君） 総務部長に……

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小澤係長。

○総務係長（小澤 明君） こちらにつきましては、添乗のほうが通訳できる方ということで仕様書のほうに入れる中で決定をしております。ですので、業者の方が通訳をしていただきます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○議員（内藤久歳君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

坂本部長。

○総務部長（坂本太久己君） 申しわけありません。実は私、今年度、平成27年度のキオカックの友好交流訪米団の団長ということでご指名をいただき、その団長になりました坂本ですけれども、一言だけご挨拶だけさせていただけたらと思います。

この友好交流団の派遣事業に参加するのに当たりまして、多くの皆様のご理解とご協力、また、ご支援がありましたことを改めてお礼を申し上げたいと思います。

この派遣の経験が、将来、子供たちに国際的に活躍できるような日本人となって大きな飛躍のきっかけになればというふうに願っているところです。総勢15人ということになりますが、甲斐市とキオカック市とのよりよい関係を、きずなを深くするというようなことで、私たち親善大使としての役割を担っているということは自覚をしていきたいというふうに考えています。期間中は積極的にキオカックの市民の方々と交流を深めて、相互理解と、これまで以上の深いきずなを築いていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いをいたします。

また、この経験を帰ってきたら皆さんに報告できるように頑張ってきたと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で平成27年度キオカック市友好交流団派遣事業について終了いたします。

次に、（7）竜王庁舎本館内部改修工事概要について担当より説明をお願いします。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 総務課から最後の案件でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の13ページをお願いいたします。

竜王庁舎本館内部改修工事につきましてご説明させていただきます。

1番の工事の概要でございます。平成24年度に実施いたしました建築基準法に基づく特殊建築物定期調査におきまして、屋上の雨漏り、それから、外壁タイルの損傷、内部の損傷、また、避難施設等につきましての改善を指摘されましたので、その改修工事を昨年度と今年度行うものであります。

昨年度は、屋上の防水工事と外壁の改修工事を行いました。昨年度の契約金額は税込みになりますけれども、8,782万5,600円という金額でございました。

本年度の本館の内部の改修工事の請負業者につきましては、工事では甲信建設工業株式会社、また、監理業務につきましては、株式会社馬場設計でございます。

工期につきましては、本年6月26日から11月30日までの予定となっております。

また、契約金額につきましては税込みでございますが、1,090万8,000円でございます。

それでは、今年度行う内部改修工事の概要でございます。

まず、天井につきましては、天井の天井板は雨漏りによる腐食、劣化部の改修工事を行います。場所は1階の会計課、2階の印刷室、3階では市長室と事務室、4階では廊下の上の天井板でございます。また、4階の廊下のトップライトの腐食、劣化部の改修工事を行う予定でございます。4カ所でございます。

また、壁につきましては、2階と4階の廊下などの内壁クラックの改修工事を行います。

床につきましては、2階の都市計画課と食堂のクラックの改修工事を行います。

排煙設備につきましては、26カ所の不良排煙窓の開放ボタン、また、ハンドルボックス、ワイヤーの交換などの改修を行います。また、ブラインドにより排煙窓開放を妨げているブラインドを撤去いたしまして、新たに設置を行う予定でございます。

停電時の非常用照明につきましては、蓄電池の消耗や劣化不良によりまして23カ所の交換を行う予定でございます。

14ページをお願いいたします。

通常の照明は、破損とか劣化によりまして20カ所ございます。男女トイレ、身障者トイレで全部で20カ所ございます。LEDに交換する予定でございます。

本年度の工事につきましては、昨年度と違いまして、内部の改修工事でありますので、来

庁されました市民の皆様方に迷惑のかからないように、また、安全に配慮しながら、また、職員の日中の業務に支障のないようにということで、主に土曜、日曜、祝日に行く予定でございます。しかし、議会事務局がありますこの4階は雨漏りとかクラックの改修など、大がかりな工事となることから、予定では平日にも若干工事を行うことになっておりまして、騒音などが予想されます。

また、8月4日から8月23日までお盆さんを挟む前後でございますが、4階の議会事務局の部屋から理事者控室までの間につきましては通行ができなくなります。いわゆる天井を解体とか内壁の工事、大がかりな工事になりますから、一応通行はできなくなります。議員の皆様には、会派室に入れないなど、ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

説明とお願いは以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 基準法に基づいて定期検査が24年にやったと、この基準法で定期検査というのは何年ごととか、決まり事はありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

堤係長。

○管理係長（堤 貞治君） 庁舎は3年に一度なんですけれども、公民館と新館の部分がありまして、くっつけたという形になりますので、公民館部分が2年ということになっておりますので、増築部分とあわせまして、今度本館のほうもあわせまして3年から2年に一度定期調査をするという形になっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 2つしか聞けないからな、そうすると、26年度、また調査をしなく

ちやいけないということになる話ですよ。そうすると、また何か出ると、また改修が結果次第ではあり得ますね。26年度、24年度に検査して2年後ということは27年度か、26年度か、どっちかにやる。そうすると、また、何か指摘事項があれば改修が起り得るということもあり得ますね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

堤係長。

○管理係長（堤 貞治君） 24年に特殊建築の定期調査をやりまして、次は2年後ですから、26年にも行いました。改修をしていない箇所は、同じ箇所を指摘されているという形になります。26年度に本館の防水工事と外壁の工事を行いましたので、次の定期調査は28年になるんですけれども、そのときには改修済みという形になりますので、そこでは指摘されないといい形になります。当然、今度27年度、本年度の内部の改修工事も指摘されているところを改修を行いますので、その部分は改修済みという報告になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今、係長がちょっとご説明いたしましたけれども、また新たに28年度に検査したときに、従前指摘されたものにつきましては、これで全部改修終わりますけれども、またその後新たに改修工事が必要になれば指摘されるというところでございます。そちらのほうにつきましては、建築基準法に基づきまして2年ごとに検査を行っておりますから、随時指摘されたところは直しておりますが、また、その検査時に指摘されたことにつきましては、また改修をしていかなければならないのかというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で竜王庁舎本館内部改修工事概要についてを終了いたします。

次に、総務課関係その他に入ります。

総務課より報告等がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようです。

次に、総務課関係で委員の皆さんから何かご意見ございますか。お聞きしたいことがございましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で総務課関係その他を終了いたします。
ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時30分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（8）市民温泉経営状況について担当より説明をお願いします。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） それでは、市民活動支援課のほうからよろしくお願いをいたします。

まず、市民温泉の経営状況について説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、委員会資料に閉じ込み用の穴をあけたところ、資料の16ページになりますが、数字がわからなくなってしまうところがありましたので、別に用意をさせていただきましたので、お手数ではございますけれども、そちらのほうをごらんいただくようお願いをいたします。

また、字が小さいというふうなご指摘をいただきましたので、A3に拡大をさせていただいております。重ねておわびをいたします。

それでは、今回、市民温泉の経営状況について説明をさせていただくわけですが、今年度、指定管理者の募集をするに当たり、ここ5年、赤字決算となっていることから、利用料金の改定を予定していることを、まずご理解いただいた上で説明に入らせていただきたいと思います。

資料の15ページをお願いいたします。

まず、1、現状の①指定管理者による管理であります。市民温泉施設（3施設）は、平成20年度から公募による指定管理者制度を導入しまして、山梨交通株式会社が管理運営を行っております。第2期経営期間が、平成23年度から5年間となっておりますので、今年

度の平成27年度が最終年度となります。

次に、②収支状況であります。指定管理者を導入した最初の2年間は黒字でございましたけれども、平成22年度から赤字決算となっており、平成26年度は約300万の赤字でありました。

③の赤字決算の原因でございますけれども、第1点目としまして、近年の電気料、燃料費の高騰があり、平成24年度からは指定管理料の補填を行っております。

資料の16ページをごらんください。

市民温泉施設収支決算の資料でありますけれども、市直営で行ってございました平成18年度から平成26年度までの収支状況を資料として提出させていただきました。中央から少し下になりますけれども、赤く着色をした箇所が収支を差し引いた額でございます。

一番右の欄になりますけれども、平成26年度は304万6,000円の赤字となっております。平成26年度の燃料費が3,268万4,000円、光熱水費が3,609万2,000円となっており、赤く着色をした箇所が指定管理料の額を見ていただきますと、本来の指定管理料の6,930万円に括弧書きとなっております電気料、燃料費の高騰に伴う指定管理料の補填分の618万8,000円を加えまして、7,548万8,000円の指定管理料を支払っております。

なお、指定管理料の補填は物価水準の変動によるリスク管理は第1次的には指定管理者が負うべきではございますけれども、指定管理者にとって負担可能な範囲と限界があることから、電気料、燃料費に関して決算額から5カ年計画申請時の計画額を差し引いた増加分が指定管理料の10%を乗じた金額以上になった場合、補填対象額を市及び指定管理者が2分の1ずつ負担するという市民温泉施設の指定管理料の変更に関する基準によるものでございます。

それから、支出項目のほぼ中央にあります黄色く着色した箇所でございますけれども、修繕費、工事費は指定管理者が支出したものでありまして、平成26年度では261万9,000円、市負担額の表の中で黄色く着色をした箇所でございますけれども、修繕工事費は甲斐市が支出したもので、平成26年度では621万7,000円を支出しております。

一番下のほうにあります表でございますけれども、これは先ほど説明をいたしました甲斐市が負担している額の中の修繕工事費の内訳となっております。

資料の15ページにお戻りをください。

2点目としまして、利用者は増加しているが利用料の収入が伸びていないことが上げられます。市内68歳以上の利用者については半額規定がありまして、この利用者が年々増加し、

約半数を占めている状況があります。

資料の17ページをごらんください。

市民温泉の利用者数と利用料収入等の推移の資料でありますけれども、表の右側になりますが、黒く着色した箇所、ちょっと印刷の関係で薄くなってしまいましたけれども、グレーの色がついているかと思えます。こちらのほうが入浴料になります。平成22年度が6,176万7,000円、平成26年度が6,132万1,000円と、ほとんど変わらない状況であります。

また、そのすぐ左の数字が市内、市外の利用者の合計であります。平成22年度が29万4,740人、平成26年度が30万8,920人と利用者は増加しております。

また、表の中央から下の箇所で黄色く着色した箇所が、各年度の市内、市外の利用者数の合計に対する各区分の割合となっております。

先ほど説明をいたしました市内68歳以上の平成26年度の割合を見ていただきますと、50%となっております。

また、その下の青く着色をした数値は、各年度中に入浴料の合計に対する各区分の割合となっており、市内68歳以上の方が利用者の半数を占めておりますけれども、利用料収入は34.7%と、およそ3分の1の割合となっていることがおわかりいただけるかと思えます。

資料の15ページにお戻りをください。

3点目としまして、平成26年4月に消費税が8%になった際にも、利用料を改定しないことが挙げられます。これらが赤字となっている主な原因であります。

次に、2の問題点・課題でございますけれども、1点目として、平成28年度から始まる第3期契約期間の指定管理者更新に向けまして、平成27年度に募集を行う予定でございますけれども、赤字が解消されなければ応募者がいないことが予想されます。

2点目としまして、平成29年4月には消費税が10%に引き上げられる予定であります。

3点目としまして、施設の老朽化により、ボイラー等の高額修繕が突発的に発生することが危惧されます。

今回、説明をいたしました現状と問題点・課題を踏まえまして、3の対応策になりますけれども、平成28年度から始まる第3期の契約期間の指定管理者の募集を行うため、利用料の改定を行うことにより、収入の確保を図りたいと考えております。

また、3温泉の存続・廃止につきましては、総合的に検討を続けてまいりたいと考えております。

以上、市民温泉の経営状況について説明をさせていただきました。よろしく願いをいた

します。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 僕の聞き間違いじゃ、申しわけないんですけども、今、何か料金の改定をという話をされたと思う。どんな内容なんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 具体的な内容については、翌月の、来月の常任委員会のほうでご説明をさせていただきますけれども、ここ5年赤字が続いておりますので、その赤字が解消される程度の利用料の改定を考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 今、金額は発表できないということですね。

この前のときですかね、職員でつくった検討委員会がありますよね。その検討委員会で、いずれにしろ将来的に廃止するというのをいろいろ箇条書きにいろいろありまして、それは廃止の方向ですけども、その検討委員会でこういう点が改善されれば存続になるとか、そういう具体案は検討されたことがあるんですか。廃止のほうの検討はされましたよね。存続する場合には、これこれこういう条件がそろえば存続が可能という、そういう具体的な検討はされたことがあるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 前回説明しました職員による検討会につきましても、存続の可能性ということで、こういったものが考えられるのではないかとということで、何点か案も出ております。

それから、バイオマス等の構想も今、進められておりますので、その辺の状況を見ながら検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） そうですよ。ですから、一つの考える中の無料開放日ってありま

すよね。そういう日を今、6日間あるでしょう。それを幾日かに減らすとか、将来的には、今、言われました木質バイオマスの発電所ですか、ができれば百楽泉なんかは、そういう恩恵が出るわけですよね。そういうことを考えていただいて、この市民の憩いの場合といえますか福祉施設の、僕らは本当に温泉の存続は、よく皆さんから聞いていて、うれしいということを知っているんですよね。そういうことを考えていただいて、やっていただければありがたいなと思うんですがね、その点について将来的な木質バイオマスの利用ですか、それはどう考えていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） ただいまの木質バイオマスに関連してのご質問をいただきましたので、その点につきましては、具体的なお答えをすることが、まだ現在できておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

ちょっと繰り返しになりますけれども、4月の総務教育常任委員会でご説明しましたとおり、職員の検討委員会の結論はご説明したとおりでございます。ただ、市全体としての確定事項にはなっておりませんので、先ほど課長が申し上げましたとおり、3温泉の存続・廃止については、今後とも引き続き総合的に検討していきたい。

それから、ちょっと説明を落としてしまいましたので補足をさせていただきます。

指定管理者の募集を本年度行うわけでございますが、そのタイムリミット、期限が10月ごろの予定でございます。それで、10月ごろ指定管理者を募集するに当たりまして、赤字解消を図りたいということで、今のところ利用料金の改定を考えている。そのご提案をするタイミングが10月ごろ募集をかけますので、9月の議会をただいま考えているというところも補足をさせていただきます。

存続等の内容につきましては、繰り返しになりますが、バイオマス等も含めまして今後とも総合的に検討していくというところでお答えにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員（山本今朝雄君） よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） ちょっとよくわかんないんで、確認をしたいんですけども、指定管理の募集はことしするということですね。で、するとすると、今までと同じような5年のような期間でやっていく。ただ、それと並行して存続か廃止かでは、また検討を続ける。も

し廃止ということになった場合には、5年後に廃止ということなんですかね。ちょっとその指定管理を募集して契約をしちゃっているのに、まだ存続か廃止かを検討し続けるという、その辺の状況がちょっとよくわからないんですけども、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今年度指定管理者の募集をするというふうな説明をさせていただきまして、次回の指定管理期間につきましては3年ということで今、予定をしております。前回お話をした中で、まず第1に、施設が老朽化をしているということが一番の大きい原因ということで、いつ大きい修繕を伴った故障が出るかわからないという状況でありますので、次回の指定管理を結ぶ上でも、そういったボイラーのもう本当に致命的な故障も考えられますので、その辺の条項を結んだ中で次回の更新をしていくような考えでおります。

廃止かどうかというふうな検討についても、やはりもう少し時間をかけながら検討していきたいというように考えております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると、確認をしますと、今回は3年間の期間で契約を、募集が来た場合、契約をすると。その間に大きな修繕が必要になって、それだけ多額の金をかけられないから廃止という判断をした場合には、3年をたたずにして3温泉が廃止される可能性があるという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） いずれにしましても総合的に判断をしていく中で、まず、また少し補足をさせていただきますが、3年という数字を今、説明いたしましたけれども、現在5年で契約をしておりますが、一般的に言う、考えられるボイラーの耐用年数というか、それが大分経過しておりますので、どのような故障が、いつ発生するかというところがちょっと不測の状況でございます。仮に何らかの故障が発生したときに、当然その内容を見きわめながら、経費等も勘案しながら判断するわけですけども、これも一般論にはなりませんけれども、主体的なボイラー等の施設が故障した場合は、かなり高額な費用が見込まれます。その高額な費用というのが、大体どのくらいかは今お話しはできませんけれども、予測等の内容で話しますと、例えば1,000万円台を超えるような内容になるかもしれません。高額な修

理が発生した場合は、当然今の利用状況にも鑑み、今後の施設の維持のことも鑑み、継続するというようなことが、まだ今の段階では言えません。なので、現在、担当者等の内容の中では主要な設備等が故障したときには、閉館する場合も想定されるのではないかということで考えております。

ただ、それが当然3施設一遍に故障するというのも、またごくまれだと思いますから、その時々施設の状況に応じて判断するということになると思います。ということでよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、僕が知りたかったのは、その指定管理の契約の中で、3年以内にそういうことがあった場合、閉館するというようなことを相手方も理解しているのか、契約上大丈夫なのか、その辺を確認したかったんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） まだ現在、指定管理者とは特別具体的なお話をさせていただいているわけではないんですけども、内部のほうで、今そういった条項を盛り込んだ中で契約をしていくというふうな考えを持って進めている段階でございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 指定管理を募集する人たちも、3年間というその期間の中で収益を考えて、人材も雇用してという形になると思いますので、その期間が突然故障、ボイラーの故障によりとか、何らかの理由によって3年が短くなった場合に、相手方との経営的なものも非常に心配される部分がありますので、その指定管理の募集をするときには、ぜひその辺の細かいことも事前にちゃんと話をして、後々問題にならないようお願いをしたいと思います。要望で結構です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 指定管理で維持をしていくというのは、なかなか大変なようでございますが、300万くらいの赤字が出ているということでもありますけれども、例えば利用料金の改定を行うに当たって、どういうふうな形での改定を、今ここで言うというのはなかなか大変だと思うけれども、構想として、考えとしてはどんなものがあるのか、どういう形の利用料金の値上げ、あるいは改定について考えているのか教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 先ほどもちょっとお答えをさせていただきましたけれども、5年間赤字が続いているということで、そういった赤字が解消できるくらいの改定、それから、指定管理者が昨年アンケート調査も行っておりますので、その辺も参考にしながら改正をしていきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 利用状況を見ますと、大分ふえているという状況でありまして、基本的には甲斐市民の皆さんの一つの楽しみというか、そういう点では憩いの場という、そういう役割もこの温泉は持っているのではないかなというわけでありまして、何とか維持をしていくと、存続をしていくという方向でのやはり検討をしていただいて、その上でどうするかと、そのためにはどうするかということを考えていただければと、要望です。

○委員長（三浦進吾君） 要望だけ、答弁聞きましょうか。

当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） 施設の設置目的が、条例にもありますとおり福祉と健康の維持でございますので、そのような趣旨にのっとりましてのご意見だと思えますけれども、ただ、いろいろな職員の研究会等の内容でもご説明しましたとおり、経費等の関係もございまして、いずれにしましても総合的に検討させていただきたいということを申し上げたいと、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の説明だと、指定管理者に移行してから赤字が毎年続いているということで、業者サイドから考えると、今後、今年度に契約をするという市の考えもあるんだけれども、そういった経過の中で業者はどのようなスタンスでいるのかと、その辺も当然もうある程度業者の考え方とか、そういうこともあると思うんですよね。その辺の業者の考え方

というのはどんなふうな状況にあるのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 現在、今、指定管理者を結んでおります山梨交通と若干お話をさせていただいたところでありますけれども、ここ数年赤字が続いているということではありますけれども、そうはいつでも甲斐市の市民の方に使っていただくと、喜んでいただくということで、それが企業努力でありますというようなことでちょっとお話をいただいたところもありますので、次回の指定管理の応募についても参加させていただきますというようなお話を伺っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、今、実質募集をかけるといっても、複数来るかどうかわかんないですけれども、当然そういう話の中で今この指定管理をやっている山交さんですよ。その企業が一応継続的にやるというふうな、要は、その条件としては先ほどの説明の中で赤字が解消できるというような料金の改定を含めて、その契約というか指定管理を受けるといような、そういうある程度の話というか、そういう理解はしているという認識でいいの。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 現在、今、指定管理を行っている山交さんとの話になりますけれども、一応どのくらいの料金を改定しますという話まではまだしておりませんが、赤字が解消できる範囲の中で改定をするというお話をさせていただいているところで、山交さんのほうも協力をさせていただきたいというふうな回答をいただいております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） この収支決算表、18年、19年度の辺からのやつ見ていると、19年度の実績で、要するに指定管理者を導入する以前のやつよね。差し引き収支というのは7,600万、これは要するに市が負担していたわけでしょう、これは、市で運営していればこれだけかかっているわけでしょう。26年の実績だつて、指定管理料が7,500万でしょう。そ

んなに変わってないでしょう、実際、赤字、赤字だっていったってさ、だから、捉え方としては、これをこのやつを今から検討していくんだろけれども、やはり市民の福利厚生として捉えて、このくらいの金額はしょうがないじゃないかというような話でやっていかないと、よく計算すれば、赤字、赤字と言ったって、そんな赤字じゃないんだよね、これ。と思いませんか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） それでは、資料の、本日お配りしました16ページの別紙をちょっとごらんいただきたいと思いますが、赤字額は、先ほど課長が説明しましたとおり、真ん中からちょっと下、差引収支のところの、例えば26年度につきましては300万です。ところが、市の負担額というところをご説明漏らしてしまったようですけれども、その下の小さい4行のところ、市負担額とございます。当然、直営のときの18、19年度につきましては、差引負担額のところを見ていただきますと8,435万、7,689万と、こういうことが出の実額でございます。

これをずっと横へ見ていっていただきまして、26年度の実績の差引負担額を見ていただきますと8,219万と、そういう金額が歳出として出ております。

ところで、私も気がついたんですが、市の直営のときと現在、指定管理のときがおおむね8,000万台というような数字で同様な金額でございます。ただ、当時、市の直営のときは販売等の関係がありませんでしたので、その施設を楽しく利用するという部分には欠けていたというようなことが言えると思います。現在は、販売等も行いながら温泉を楽しんでいただいているというようなことで、市の負担額としましては同額ですけれども、内容が充実しているというふうに私は思っております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） その辺の数字だけじゃなくてね、今から利用料金とかって言っているけれども、利用料金も含め、また、指定管理者の要するに、指定管理してもらう上での拘束みたいなやつがあるでしょう、市でやはり縛りがあるわけでしょう。そういう辺ももっと自由にやらせてやって利益を上げてもらうとか、そういうようなこともやはりこの検討するといったら、そのぐらいのことはやはりしていかなきゃおかしいでしょう。

答弁求めたってしょうがないから、あれなんだけれども、その辺をよく検討してください

よ、そういう項目を、ただ数字を、300万がどうのこうのとかじゃなくて、だって、今いみじくも部長が言ったように、そんなに市の負担としては変わってないんだから、そんなものだから、やはりそういう捉え方をすれば、おのずと存続していくかしていかないかなんていうのは、あとは親分の考え方だよね。言葉はちょっと悪いけれども、じゃ、ないんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） それでは、もう一点補足をさせていただきたいと思います。

8,000万という金額を出しているという中で、職員の検討結果のほうでもちょっとご報告させていただいたと思うんですけども、利用者がちょっと特定をされているんじゃないかというようなところもございます。8,000万という経費に対しまして、ご説明した資料では推計で5,000人程度が常時利用されている方ではないかというところもご説明した経過があると思うんですけども、そのような内容も勘案しまして、この経費8,000万というところが、どのような意味を持つかというところも検討していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今、議長は数字はともかくという話だったんですけども、私はちょっと数字のことについてお尋ねしたいんですけども、この指定管理の業者さんも、これ当然分析をしていると思うんですけども、ここに出ている資料は全てが3施設合計のものという形で発表されていますけれども、これは施設ごとに当然いろいろあるんだろうと私は普通の考えでいったら、あるはずだというふうに思います。ということは、ここで今、検討している話は、とりあえず3施設存続・廃止について総合的に検討を続けるというふうに発表になっているけれども、これ一つ一つ考えていくということも必要なんだと思うんですけども、その辺はどんなふうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） 一つ一つのことも含めて、また、3施設も含めていろいろな資料等を検討しながら、総合的に判断をさせていただければということで思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、主要なボイラー等の主要設備が故障するというような不測の情勢もありますので、そういうことの内容の中で総合的に検討させていただき

たいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） だから、一つ一つって言っているんですよね、私は。例えば指定管理を受ける側の立場に立った場合に、やはりぐあいの悪いところを受けたくないというのは当たり前の話で、これを3つをつけようかして、結局ああだこうだ、ああだこうだ言っているという話だと、これは検討がされていないじゃないですか、現実には、じゃ、釜無側は数年前にそういうふうには設備投資をしていると、改修工事の、そうすると、何もが同じスタートで、今の状況が全てが同じという形では形が違うのに、どうしてそういうふうには言っているのかわからないから説明してほしい。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） 当然、個々の積み上げの中でいろいろな判断をしていくと思います。そのような中で、今のところ、現段階では総合的に勘案して経費等のことも勘案しながら、また、主要施設の故障等のことも想定しながら、施設の存続については存続をしていくということも言えないですし、それから、かえって4月の報告しましたとおり、職員の報告の内容にもありますけれども、基本的には廃止するというような考えもあります。具体的には個々の施設の状況も勘案しながらの判断になると思いますけれども、今のところ、全体的な状況を見ながら判断をしていくというところでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 1つだけ聞きたいんですけども、3施設が同時に更新になるんですか、それとも3施設が時期的にタイムラグがあって更新するんですか、これちょっと同時ですかね、ちょっとそれだけ確認したいんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 指定管理の更新につきましては、3施設同時に来年度4月からということになります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それで、その募集するときには3施設がセットで、3施設セットでの

条件でしょうか、それでやっているんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今までの募集を見ますと、3施設一緒に、百楽泉の中にある教育施設、そういったものも含めて募集をいたしております。

以上です。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で市民温泉経営状況についてを終了いたします。

次に、（9）LED防犯灯導入促進事業について担当より説明をお願いします。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 引き続きまして、市民課活動支援課のほうからLED防犯灯導入促進事業について説明をさせていただきます。

資料の18ページをお願いいたします。

まず、1の現状について説明をさせていただきます。

防犯灯につきましては、自治会からの要望により市が設置し、設置後の維持管理につきましては自治会が行っております。

なお、平成25年度からはLED防犯灯を設置しておりまして、これまで市内に約7,000灯の防犯灯が整備されております。

次に、市から自治会へ防犯灯維持管理費補助金として電気料金の3分の2、それから、電球器具の取りかえ代や修理代の2分の1を交付しております。

なお、電気料に対する補助割合につきましては、LED導入後に補助割合の検討をする予定をしております。

次に、電気料金や球切れや機器の修繕費など、年々ふえている状況になっております。

下に平成24年度から26年度までの補助金の一覧表がありますがけれども、電気料補助と器具・修理補助の合計額が、平成24年度に1,859万円だったものが、平成26年度には2,428万円になっております。特に電気料分が伸びていることがわかりいただけるかと思えます。市や自治会における維持管理費の負担が年々ふえている状況にあり、対応策が急務となって

おりました。

次に、2のLED防犯灯導入促進事業について説明をさせていただきます。

市内の防犯灯をLED化にすることで、消費電力の削減と機器の長寿命化により、環境に配慮した低炭素社会への寄与とともに電気料金等の維持管理費の削減を図ることを目的とし、一般社団法人低炭素社会創出促進協会で行っております、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の中にあります、低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業、さらにその中にあります地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業に応募したところ、去る6月11日付で採択となりましたので、平成27年度に調査と取り付け工事を実施したいと考えております。

資料の19ページをお願いいたします。

それでは、今回採択となりました二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の内容について説明をさせていただきます。

今年度事業実施の予定をしております地域における防犯灯等へのLED照明導入促進事業には、さらにLED照明導入調査事業と導入補助事業がございます。

まず、導入調査事業につきまして説明をいたしますけれども、地域内の街路灯等をリース方式を活用しまして、経済的、効率的にLED照明に更新するために必要な現状を把握するための調査やLED導入計画策定を行うための費用を市に補助するものであります。補助割合は、対象経費の1分の1、上限につきましては800万となっております。

また、導入補助事業につきましては、市が策定したLED照明導入計画に基づき、LED照明の導入事業を請け負って行う民間事業者に対して、取り付け工事費用の一部を補助するもので、補助割合は対象経費の4分の1、上限は1,500万となっております。

なお、取り付け工事の助成を受けた民間事業者は、当該補助金の相当分の金額を減額しまして市とリース契約を締結することになっております。

ここで、導入のメリットについて若干説明をさせていただきたいと思っております。

まず、市内に約7,000灯の防犯灯が整備されておまして、市と自治会の負担を合わせますと、電気料が約3,000万円、修繕料が約1,000万円、合計約4,000万円がかかっております。現在、防犯灯に関する電力事業者との契約内容や照明の種類等が不明でありますので、概算でのご説明になりますけれども、LED照明に切りかえたことにより電気料はおおよそ半分として約1,500万円、また、リース契約を締結する10年間につきましては、リース会社が維持管理を行うことにより修繕料等は発生をいたしません。年間のリース料を約1,600万円と

した場合、市と自治会が負担する金額が約900万円ほど削減できることとなります。

次に、この事業に伴う調査、取りつけ工事、リース契約を行う業者の選定でございますけれども、本市にとって最もメリットのある事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式を採用したいと考えております。

去る6月22日に市のホームページで公開をしまして、6月25日から7月6日まで受け付けを行ったところ、2つのグループの参加表明及び資格確認書類の提出がございました。

今後は、7月28日にプレゼンテーションを実施し、8月3日に審査結果を公表する予定になっております。

最後に、今後の予定であります、①平成27年8月上旬に自治会長宛てに事業内容等の説明した文書を発送する予定でございます。

②平成27年8月上旬から調査事業を実施する予定で、調査完了は10月上旬の予定でございます。

③平成27年9月定例議会へ補正予算を提案する見込みでございます。これは補助事業の完了年月日が、平成28年2月末までになったことから、リース料金の初回支払いが平成28年3月となるため、1カ月分のリース料を予算計上する必要があるためでございます。

④平成27年11月下旬から導入事業を実施する予定で、工事完了は先ほどご説明をさせていただきましたとおり、平成28年2月末の予定であります。

以上、LED防犯灯導入促進事業について説明をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 全くこれに反対するつもりはないんですけれども、もっと何年前に、うちの公明党の名取議員、もうやめられましたが、名取議員から何回もこのLEDの防犯灯導入促進については一般質問等あったわけですね。これ見ますと、ほとんど同じようなことを、あれから補助金がついたりとか高くなってとかって、どうしようもないという状況でこれが今、導入されるんだと思うんですけれども、こういう何か中途半端な感じもするんですね、突然みたいな感じがしちゃうんですね。もっと計画的にというか、今の職員の方に言ってもしょうがないんですけれども、計画的にというか、その当時、言われた当時に、

もっとしっかりやってしていれば、もっと何ていうのかな、遠くを見据えてやはりきちっとやっていけば、こういうふうにあれなのになって思うんですよね。どうしようもなくなくなって、こうやるという感じがしちゃうんですよね、言ってもしようがないんですけれども。その辺のところはどんなふうを考えていらっしゃるでしょうか、部長さん。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） そうですね、急なお話ということでタイミング的に何か中途半端というような印象を持たれたかもしれませんが、いずれにしても、ご説明しましたとおり、補助金の絡みの内容の中で今回、作業をさせていただくことになっております。補助金を昨年度申請しまして、交付決定があったのが……、失礼しました。ことし申請いたしまして、6月に交付決定があったという内容の中で今回進めさせていただきますので、一応補助制度の内容を活用しての取り組みということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません。1点教えてください。

今、市で管理しています防犯灯は7,100でしたっけ、たしかそういうことを聞いたんですが、それでこの資料からいきますと、25年度からLEDの防犯灯を設置して、もう7,000灯が整備されるとありますよね。であれば、あとは100灯を整備するという事なんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 現在は約6,900ぐらいございます。

○委員（山本今朝雄君） 市で管理している。

○市民生活係長（新津 誠君） はい。これ全部取りかえる予定です。ただ、25年度から新設のものについてはLEDをつけておりますので、それとあと、区で交換している部分が幾つかございますので、それが約二、三百ぐらいございますので、実際は7,000灯ですけれども、そのために調査を行いまして、実際幾つついているかということ全部把握した中で、それで行います。で、11月ごろから導入事業としまして全部交換をしていく予定でございます。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君）　じゃ、今からその数はわかって、それについて整備するということですね。

はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君）　ほかにございますか。

長田部長。

○生活環境部長（長田　治君）　すみません。1点訂正をさせてください。

補助金の内容で、交付決定を6月中と申しあげましたけれども、交付決定はまだでして、補助金の採択が6月中に行われたということで訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君）　ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君）　なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君）　これはLEDに全部変えるということですよ。そうすると、結構の数になっちゃって、一気に各自治会でやるということになると、この日程とか、そういう整備をする、LEDに変えていくわけじゃないですか、そういうことの順序というか、そういうのはどうやって決めるの。

○委員長（三浦進吾君）　当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津　誠君）　これを調査事業の計画をします。そして、今度取りつける業者も決めます。その中で取りつけ業者が、多分もう日にちもないことで1日何番とか、そういうふうに入って順次取りかえていくことになります。その場所とか、そういうのにつきましては、まだちょっと検討中のございます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君）　内藤議員。

○議員（内藤久歳君）　そうすると、この事業って、その期間というか、いつごろから始めて、いつごろまでに完了するという、そういう目安だとか自治会の間でも、うちは早くやってくれだ、どうだこうだという、そういうことも出てくるじゃんね。そういう調整をどういうふうに考えているのか、その辺のところ自治会長との協議になると思うけれども、その辺のと

ころもやっておかないと混乱するんじゃないかなという気がする。その辺はどうなの。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 実は補助金の、電気料の補助金とか修繕の状況につきましては、一応歴年でやってございます。1月から12月ということでございますので、そんなにはずれのあれはないということ、一応2月末を全部取りかえを予定していますので。

[発言する者あり]

○市民生活係長（新津 誠君） 工程でございますか、工程につきましては、一応先ほど申し上げましたとおり11月下旬から2月末ぐらいの間に取りかえる予定で、自治会のその順番とか、そういうのにつきましては今から業者と決定したい、協議していく予定でございます。

[発言する者あり]

○委員長（三浦進吾君） 新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） それにつきましては、また自治会とも協議した中で調整を図っていきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今、説明を受けまして6,867灯ですか、現在あるということで、これを既にもうLEDにされているものが幾つかあるか、それはそのままということになると思いますが、残りをLED化にして業者のほうで1,500万の補助金ですか、もらって、残りをリースという形になろうかと思いますが、先ほど年1,600万というようなお話がちょっと出ましたが、10年リースで1億6,000万ですか、これを全部市のほうでつけた場合に、今かなり安くなってきていると思うんですけども、どのくらいで設置ができるのか、リースということになると大分高いものになってしまうんじゃないかと思いますが、市がむしろ1,500万円もらって全部つけかえると、一遍に費用はかかりますけれども、そういう積算をされたのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） まずちょっと初めに、この低炭素協会のほうの補助金で、この1,500万の取り付け、リース、そもそもそこをリースを組んでやるという事業になっておりまして、取り付け工事については低炭素協会から民間業者のほうに行くというふう

な、そもそもそういう仕組みの補助金でございます。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） その低炭素協会ですか、促進協会のほうでは導入については民間業者へ貸すと、だけれども、調査はこれは市がいただくと、800万ですか、何かその辺もできるんじゃないか、市でももらえるんじゃないかなとは思うわけですが、その辺も検討していただいたり、それから、1億6,000万というかなりの高い金額になるわけですが、総額です、10年間で、1年1,600万とすれば10年リースで、それリース料もまだ足されるのかどうかわかりませんが、果たして市が単独で入れた場合に大量に安くすれば幾らでできるのか、その辺も試算はされたかどうか、初めからリースありきでなくて、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 今、先ほど申し上げましたとおり、平成25年度から新規のものにつきましては単価契約をして、LEDにかえているわけですが、その業者とは約3万弱で契約しております。それから、その前以前は4万とか5万とか、そういう方向でなつたみたいですが、年々値段は下がっておりますが、仮に3万といたしましても7,000あれば2億1,000万になりますので、当然この補助制度を使ってやったほうが安くできることになります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 業者のほうですけれども、1者にプロポーザルという格好で任せると思いますが、今までの自治会は単独で地元の業者に対して、地元柄ということもあるんでしょうけれども、地元の企業とか商店にお任せしたという部分があるわけですよ。そうすると、そのプロポーザルを受けた業者がどうやって、その地元の業者におろすのか、その業者がそのままやっちゃうのか。そうすると、その地元の今までお願いしたところは全く切れちゃうんですが、この辺はどんな方法をお考えなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） プロポーザルの実施要領の中で、地元企業を有効に活用してくれということで、それも評価点の一つになっておりますので、もし仮に同点とかになったような場合につきましては、そこら辺のところが一番評価をして決めますよということで、実施内容等については、出てきた業者につきましても、山梨県の企業の業者の中で、グループでやること、グループ制でやっておりますので、例えばリース会社、調査会社、取り付け、それから器具メーカーとか、こういう形でやっておりますので、器具とかそういうのは全国的な組織になるかと思えますけれども、取り付け業者とか、そういうことにつきましては、市内の業者も中には含まれております。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ぜひ優先という形でお願いしたいんですが、もう一つ、取りかえ工事ということなんですが、相変わらずリース契約にしても、自治会が2分の1、そういう格好なんですか、それとも全額が、その辺がちょっとわかんないんですよ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 維持管理につきましては、10年間は全てリース会社で行うことになっております。

○議員（五味武彦君） その費用は自治会は全然負担しないということでもいいんですか。

○市民生活係長（新津 誠君） はい、しないです。

○議員（五味武彦君） 電気料は払うんだけど、取り付け料は関係ないということですね。

○市民生活係長（新津 誠君） はい。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上でLED防犯灯導入促進事業についてを終了いたします。

次に、市民活動支援課関係のその他に入ります。

市民活動支援課より報告等がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に、市民活動支援課関係、委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で市民活動支援課関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時31分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（10）甲斐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について担当より説明をお願いします。

横森学校教育課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまです。

それでは、平成27年度私立幼稚園就園奨励費補助事業の概要及び改正についてご説明を申し上げます。

資料の20ページをお願いいたします。

私立幼稚園就園奨励費補助事業でございますが、私立幼稚園児の保護者の所得に応じて経済的負担を軽減することを目的といたしまして、保育料等を軽減した幼稚園に対し、補助金を交付するものでございます。

平成27年度、国におきましては昨年度に引き続き、低所得世帯の保護者負担の軽減を図り、全ての園児にひとしく支援が行われるよう、補助単価の引き上げを行ったところでございます。

また、市民税所得割課税額の限度額につきまして、平成24年度の年少扶養控除廃止から一定期間が経過したことから、年少扶養控除廃止後の市民課税額で階層区分を判定するよう国の所得階層区分の見直しがありました。

これに伴いまして、市の規則も国の基準に合わせて見直しを行い、市の補助単価を国の補助単価の7割に改正し、また、年少扶養控除廃止後の市民課税額で判定するよう、改正区分の改正を行ったところでございます。この改正内容につきまして教育委員会において承認を

得て、6月24日付で規則の一部改正の交付を行ったところでございます。

なお、市の補助単価につきましては、平成22年度に国の補助単価の6割に引き上げ、その後、平成24年度には国の補助単価の6割から7割に引き上げた経緯がございますが、今年度も国の補助単価の7割を維持しているところでございます。

それでは、改正内容のご説明を申し上げます。

資料の中央にあります第1子または兄・姉が幼稚園児の場合の表を見ていただきたいと思います。

第Ⅱ階層の市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯の第1子、第2子の補助金の金額を改正しております。第1子につきましては、平成26年度の補助金が13万9,440円だったところが、平成27年度は19万400円に引き上げまして5万960円の増額となり、第2子は平成26年度の補助金が17万7,100円だったところが、平成27年度は20万3,000円に引き上げ2万5,900円の増額となっております。

次に、下段の兄・姉が小学生1年から3年生の場合の表でございますが、第Ⅱ階層の市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯の第2子の補助金の金額を引き上げ増額となっております。

また、所得階層区分の見直しにつきましては、それぞれの表の第Ⅲ階層及び第Ⅳ階層の市民税所得割課税額の金額に改正したところでございます。

以上で、平成27年度私立幼稚園就園奨励費補助事業の概要及び改正についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この奨励費の補助事業の実際に行われるのは、平成27年度から適用されるということなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 今回の改正されました単価を27年度から適用するという形になります。

○委員（樋泉明広君） 今年からだということね。

○学校教育課長（横森貴志君） はい。昨年度までは26年度の単価がありましたので、そちらのほうで適用しています。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今回国の基準が変更になったということで、こちらも変えるということですが、この第Ⅱ階層の該当者というんですかね、どのくらい該当になりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） まだ試算をして、今現在6月末に各私立幼稚園に申請を出すことで通知を依頼いたしまして、今、回収している最中でございますので、今年度の今の状況につきましては、はっきりしたお答えは申し上げられませんが、昨年度のこの第1子のほうでいきますと272名ぐらいが、全体で272名が該当になっております。ですから、ちょっと階層区分の表につきましては、今現在、今年度につきましては回収している最中でございますので、またおわかり次第お知らせしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 非課税世帯でも結構いるんだなという印象ですけれども、ここの第Ⅱ階層だけが今回引き上げられたということですが、前々から国の基準の7割でなくて、できるだけ引き上げて、できれば100に近づけてほしいという、こういう幾人かからのそういう一般質問もありましたが、当局のほうではほかのほうも少しでも引き上げようとか、そういう内部で検討されたのか、したけれども、結果的にこういう国の基準の変わったところだけやったということになったのか、その辺はどんなような検討をされたのか、お話を聞きたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 昨年度の一般質問のときにもお答えをさせていただきました

けれども、一応10割に引き上げた場合の試算をさせていただいてあります。総額で、引き上げた場合におきましては8,340万円の見込みということで試算をいたしまして、このうち国の補助金につきましては2,040万円で、市の負担額は6,300万円と見込んだところでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正についてを終了いたします。

次に、（11）敷島学校給食センター蒸気配管改修工事について担当より説明をお願いします。

横森学校教育課長。

○学校教育課長（横森貴志君） それでは、引き続き敷島学校給食センター蒸気配管改修工事についてご説明を申し上げます。

資料の21ページをお願いいたします。

改修工事に至りました経過でございますが、本年5月27日に蒸気ドレーン以外の建物通風口から蒸気が出ていたことから、地下ピットに配管されています管等を確認したところ、蒸気管が破損いたしまして蒸気が噴出していることを確認いたしました。

その後、給食調理業務を停止させないために5月30日から6月6日までの休日及び平日の夜間に応急修繕を実施し、6月8日から20日までの間には破損状況の確認調査を実施し、全体の改修工事の計画を立てたところでございます。

工事の概要でございますが、全長182メートルの炭素鋼管の溶接接合、電動2方ボール弁の設置、排水ポンプの取りかえ工事等を行います。

次に、予算措置でございますが、当初予算に計上している予算では対応できない状況でございます。本来でありますと、補正予算を編成いたしまして、議会の議決をいただいた後に執行しなければならないところでございますが、給食調理業務を停止せずに夏季休暇中の限られた期間で主な工事を完了させるため、予備費を流用して執行をお願いするものであります。

次に、工期でございますが、1学期の給食が終了いたします翌日の7月23日から10月30日までの100日間を予定しているところでございます。

なお、主な工事であります蒸気配管の改修工事につきましては、8月20日ごろまでを予定しており、その後、施工後に蒸気の漏れなどがないか定期的に確認する期間を設けているところでございます。

なお、今回の委員会の資料を提出する時点では工事金額、契約業者などが未確定の状況でしたが、7月10日にですけれども、契約を締結したところでございますので、ご報告させていただきます。

契約金額は596万1,600円で、甲斐市管工事協同組合と契約を結んだところでございます。

以上で敷島学校給食センター蒸気配管改修工事についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 私もわからんですけれども、この蒸気配管の耐用年数というか、そういうものは普通どのくらいになるんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 今回使用します通常の管路の更新基準で、水道統計の監視区分によりますと、通常は40年になります。ただし、それを蒸気管で使った場合においては、各メーカーによっては違うんですけれども、約20年ぐらいじゃないかなということであつたわれております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいでしょうか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ほかの学校給食センター、幾つかあると思う、敷島、双葉もありますね。その辺の何ていうか、調査はされたでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 双葉の給食センターのほうも地下ピットのほうへ潜りまして、現状の状況を確認させていただきました。双葉のほうは破損等はございませんでした。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今、工事業者が甲斐市管工事協同組合というのを聞いたわけですが、これは業者じゃなくて、そういう組合ということで、組合と契約をするということが、できると言い方はおかしいですけども、そういう法人化されているとか何とかということで大丈夫なんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 総務課の契約担当のほうに指名参加の参加願が出ておまして、その中に工事を担当するという形で项目的には提出されておるところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） ちょっと内容を教えてもらいたいですが、これは1業者じゃなくて、それに加盟をしているその中の構成業者が工事を、実際やる工事をやるのは全体でやるんじゃないかと、その中の加盟業者がやるというような形なんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） そのとおりでございます。ただし、期間が限られております。ですから、その中で例えば1業者が加盟していますけれども、従業員数等も限られておりますので、うちのほうといたしましては、組合と契約することによりまして、その中の限られた期間の中で人員を配置していただきまして完成させるということで、その点でも組合とも契約した理由があるところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにありますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） この破損の原因というのは老化なのか、それとも例えば車が入ったのか、その原因というのはどんなことが考えられるんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 老朽化ということで認識しております。蒸気の配管ということの中で、破損していますのはやはりつなぎ部分が多いということになっております。ねじ切りでつないでおりますので、その点のところから漏れておりまして、途中で破裂したとか、そういう形では漏れておりません。あくまでも、それぞれ管のつなぎ目から漏れているという形になっています。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） もう一つ、5月27日に出てきた。それから、応急処置をしたのが30日ということは、27、28、29か、28、29だけかな、使うのは、この辺は調理には影響なかったんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 業者等に確認しまして、安全等の確認を行いまして、その2日間、給食の調理を提供したところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で敷島学校給食センター蒸気配管改修工事についてを終了いたします。

次に、教育部関係その他に入ります。

教育総務課より報告等がありましたらお願いします。

長田教育総務課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 教育総務課から9月補正予算についてご説明を申し上げたいと思います。

6月の常任委員会におきまして、竜王中学校の大規模改修工事並びに双葉西小学校のグラウンド改修工事につきましては、国の交付金の内示が得られないということから工事の執行をしばらく見合わせるというご説明を申し上げたと思います。

このたび、竜王中学校の大規模改修工事につきましては、国からの追加の交付金の内示を受けたことから、委員の皆様には既に工事入札結果でご報告しましたとおり、7月8日に入札執行をしたところでございます。

今回の国の交付金につきましては、平成27年分の工事に対するものでございまして、平成28年分の交付金につきましては未確定でございます。当初予算の予算説明書におきまして、平成27年、平成28年の支出予定額等に関する継続費につきましては、9月議会におきまして継続という形になりませんので廃止というお願いをするものでございます。また、その際には、細かくご説明をしたいと思います。

なお、双葉西小学校のグラウンド改修工事につきましては、いまだ交付金の見込みがございませんので、引き続き工事執行を見合わせる事となります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ただいまの報告がございました。

質疑等がありましたお願いします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと戻ってしまうかもしれないんですけども、双葉西小の校庭の改修工事なんですけれども、実は合併前か、してからちょっと定かでないんですが、たしか西小の校庭の改修工事ってやったんですよね、かなり大規模に。それやったけれども、またやるということですよ。その辺のちょっと経過、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 旧双葉町においてグラウンド改修工事を行ったことを承知しております。ただし、表土の部分に砂を多く入れるということが主な工事内容になってございまして、集水管、排水を集水するパイプの部分ですね、これが全面的に入っていないこともございまして、なおかつ目詰まりをしたということも原因かと思いますが、現在あのような水たまりになっている状況にあると思います。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、教育部関係で委員の皆さんから特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、教育部その他を終了いたします。

次に、4のその他に入ります。

委員の皆さんからありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、次に、事務局からありましたらお願いします。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） ご苦労さまでした。

それでは、事務局から3点ほどご報告、お願いをしたいと思います。

まず最初に、プレミアム商品券の関係なんですけれども、前回の全員協議会の中で、議員さんにはちょっと自粛をしていただきたいということでお願いをしておりましたけれども、今の状況ですと残っているということで、議員さんには積極的に買っていただきたいということでお願いをされております。

また、今週の7月17日の金曜日、あしたになりますが、あしたまでに、もし買いたいという議員さんがいたら、うちの事務局で取りまとめをさせていただきますので、現金を添えてお申し込みをしていただければ、その後、券のほうを配布させていただきます。

なお、当初5セットという限定がありましたが、今現在セット数は幾つでもいいということです、たくさんのご購入をできればと思いますので、よろしくお願いします。

次に、2点目ですが、8月18日になりますけれども、全員協議会を開催したいと思います。午後2時を予定させていただきます。内容につきましては、防災訓練についての内容の関係をご説明させていただきます。今年度も参加をしていくということで、よろしくお願いをします。

最後になりますけれども、きょう総務課のほうから竜王庁舎の改修工事ということで4階の屋根、壁の工事ということになります、8月4日から8月23日、給湯室から向こうの会派の部屋まで通行どめ、入れないような形になりますので、会派室に、もし何か取りに行

くようなものがあれば先にとっておいていただきたいということと、この期間に会議はなるべくしないようにと考えておりましたが、先ほど言った全員協議会が1回入りますので、ぜひその辺は申しわけないんですが、会派室のほうに入れないということでもよろしくお願いをしたいと思います。

以上となります。

○委員長（三浦進吾君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時53分